

御 説 明 資 料

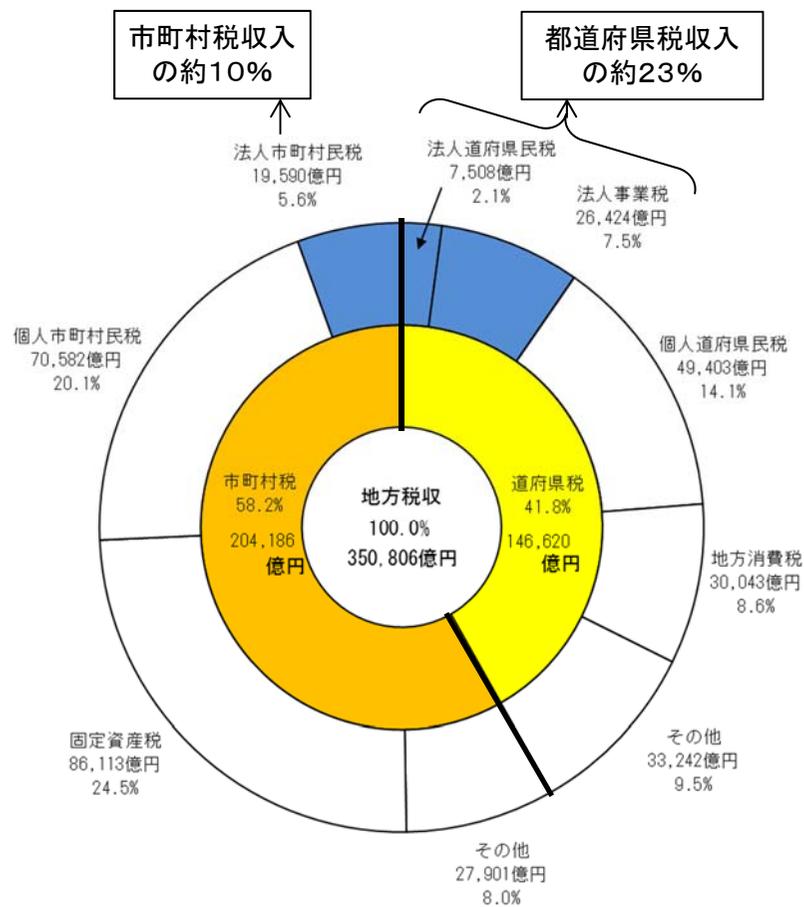
(地方法人課税)

平成26年5月20日

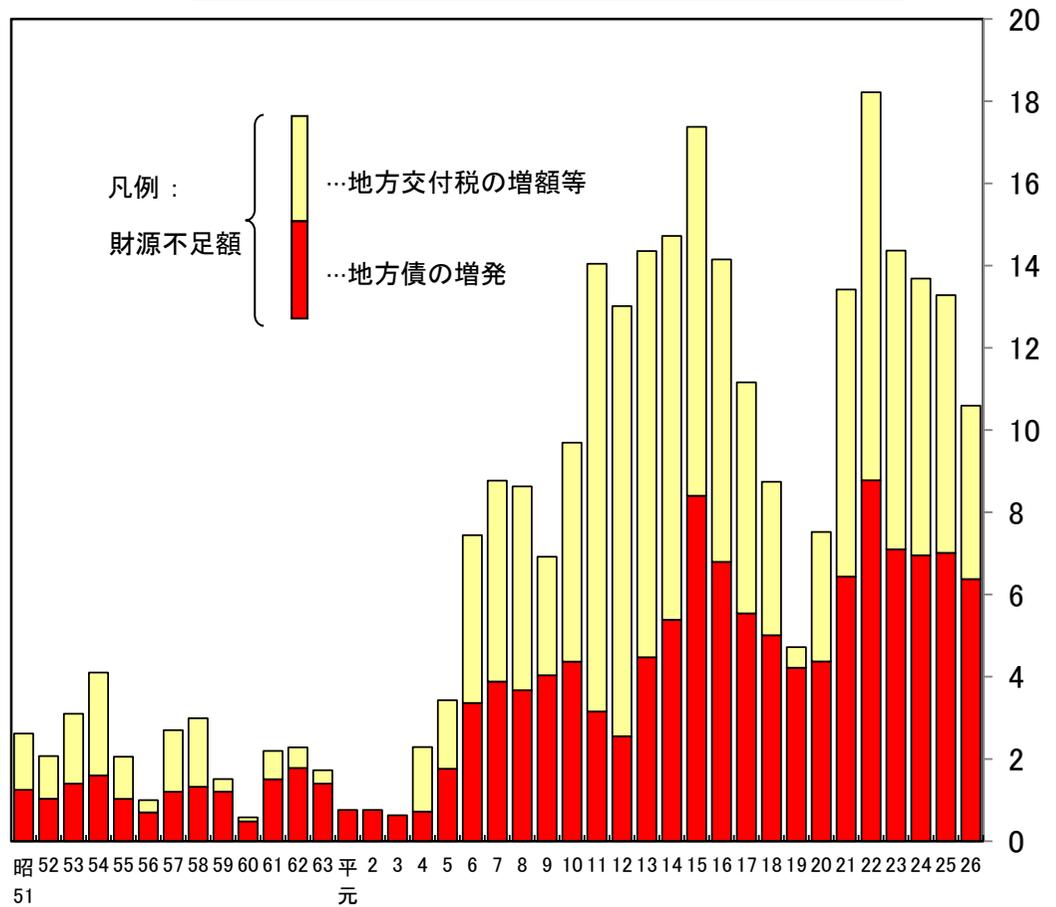
地方税収と地方財政の財源不足の状況

- 地方財政は、地方税収(35.1兆円)の約3割に相当する巨額の財源不足(10.6兆円)が生じており、極めて厳しい状況にある。
- 消費税引上げによる地方の増収は実質3兆円程度であり、今後も厳しい財政状況が続く見込み。

地方税収の構成(平成26年度地方財政計画額)



地方財政の財源不足の推移 (兆円)



(注) 財源不足額及び補填措置は、補正後の額である(平成26年度は当初)

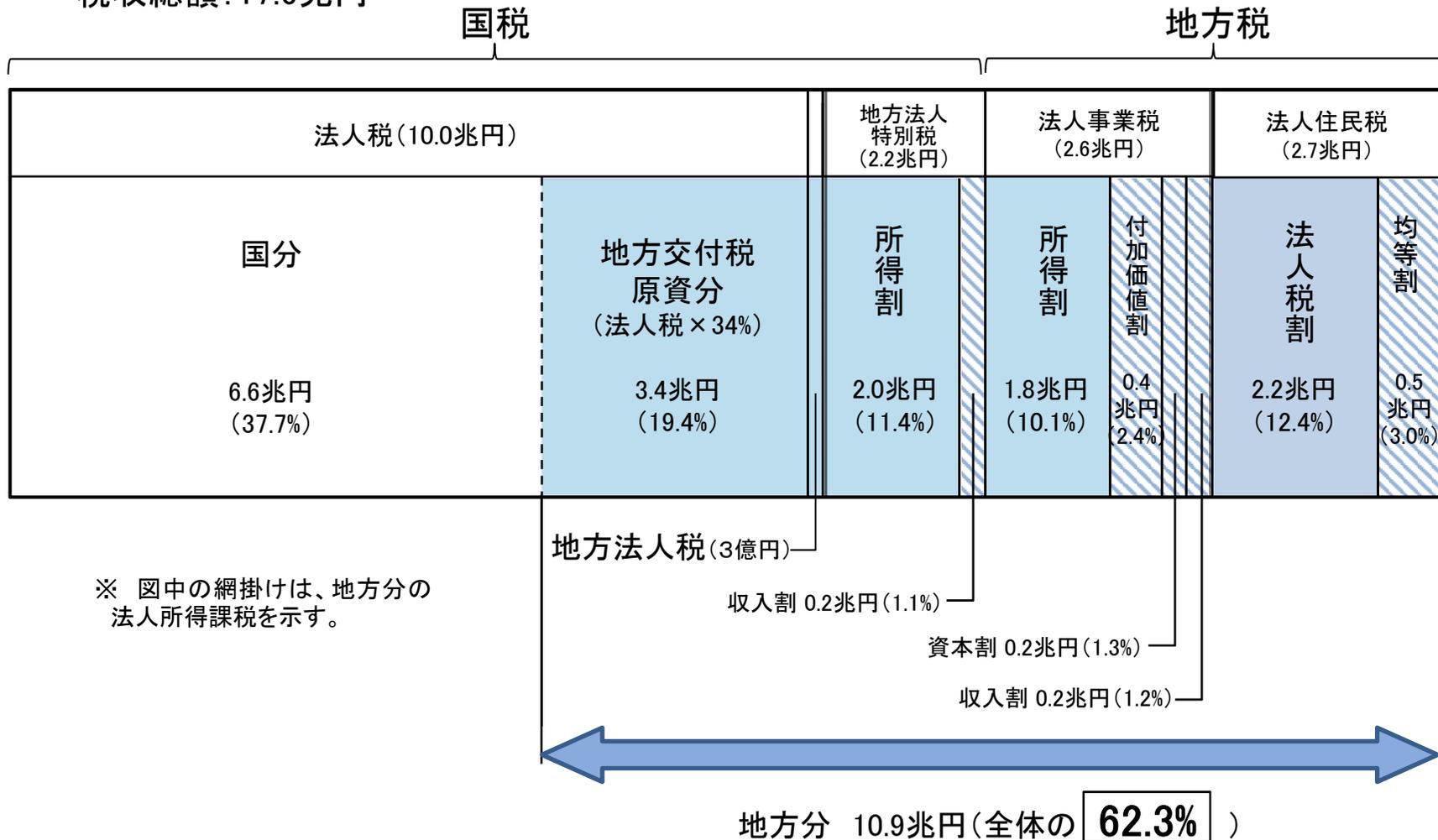
法人関係税の国・地方の配分

※ 平成26年度予算・地方財政計画ベース

< 税収 >

国・地方を通じた法人関係税収の6割強は地方財源である。

税収総額: 17.6兆円



法人課税の概要(平成26年度改正ベース)

※ 税収はH26収入見込額

<p>法人税 (国)</p>	<p>※ 税収の34%は地方交付税の原資</p>	<p>所得</p>	<p>× 税率 25.5% =</p>	<p>法人税額</p>
<p>10.0兆円</p>				
<p>地方法人税 (国) ※新設</p>	<p>※ 税収の全額が地方交付税の原資 法人住民税法人税割の一部(約0.6兆円) を国税化したもの</p>	<p>法人税額</p>	<p>× 4.4% ※ H26.10.1以後適用税率</p>	

<p>法人住民税 (県・市)</p>	<p>法人税割</p>	<p>市 県</p>	<p>法人税額</p>	<p>× 12.3% (9.7%)</p>	<p>1.6兆円</p>
		<p>法人税額</p>	<p>× 5% (3.2%)</p>	<p>0.6兆円</p>	
	<p>均等割</p>			<p>※ ()内はH26.10.1以後適用税率 0.5兆円</p>	

<p>法人事業税 (県)</p>	<p>【資本金1億円超の普通法人】 2.8兆円</p>				
	<p>所得割</p>		<p>所得</p>	<p>× 7.2%</p>	<p>2.2兆円</p>
	<p>外形標準課税</p>	<p>付加価値割</p>	<p>付加価値額 (収益配分額+単年度損益)</p>	<p>× 0.48%</p>	<p>0.4兆円</p>
		<p>資本割</p>	<p>資本金等の額</p>	<p>× 0.2%</p>	<p>0.2兆円</p>
	<p>【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】 1.6兆円</p>				
<p>所得割</p>		<p>所得</p>	<p>× 9.6%</p>	<p>1.6兆円</p>	
<p>【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】 0.4兆円</p>					
<p>収入割</p>		<p>収入金額</p>	<p>× 1.3%</p>	<p>0.4兆円</p>	

※ ()内は地方法人特別税
(内数)

人口一人当たりの税収額の指数①(平成24年度決算額)

地方税計

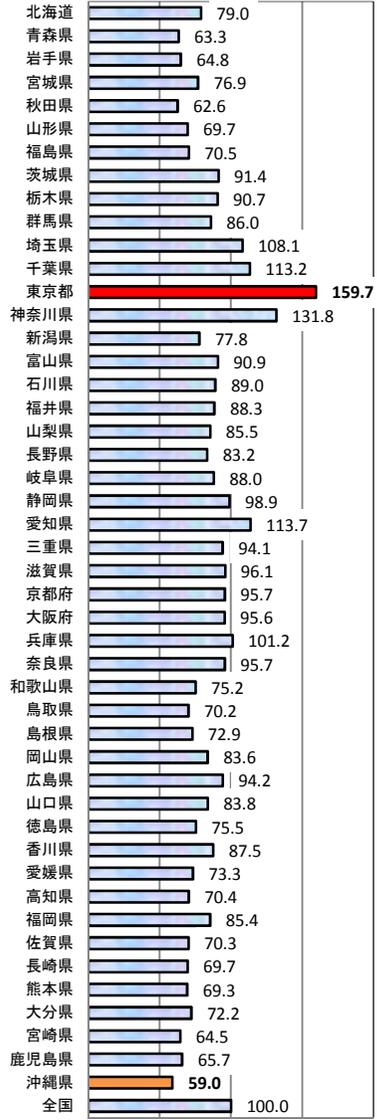
最大／最小: 2.5倍



33.9兆円

個人住民税

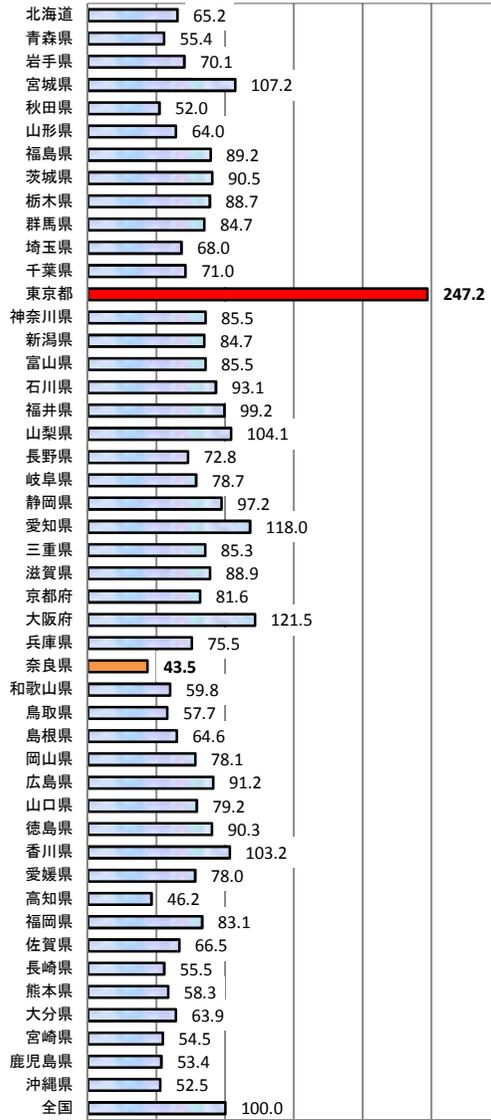
最大／最小: 2.7倍



11.5兆円

地方法人二税

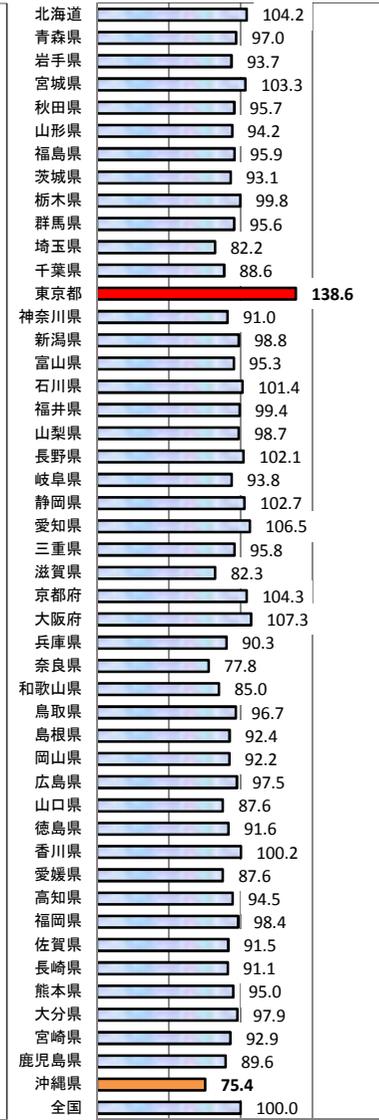
最大／最小: 5.7倍



4.9兆円

地方消費税(清算後)

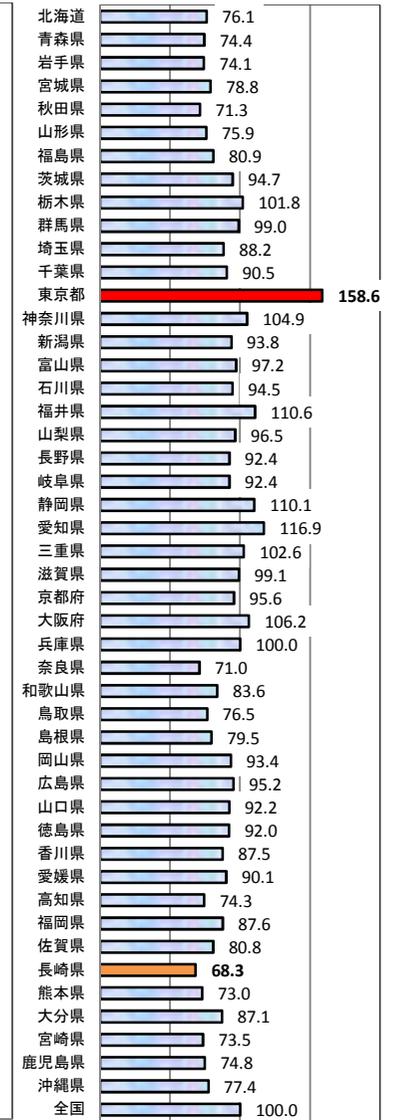
最大／最小: 1.8倍



2.6兆円

固定資産税

最大／最小: 2.3倍



8.5兆円

※上段の「最大／最小」は、各都府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

人口一人当たりの税収額の指数②(平成24年度決算額)

地方たばこ税

最大/最小: 1.6倍



1.2兆円

自動車税

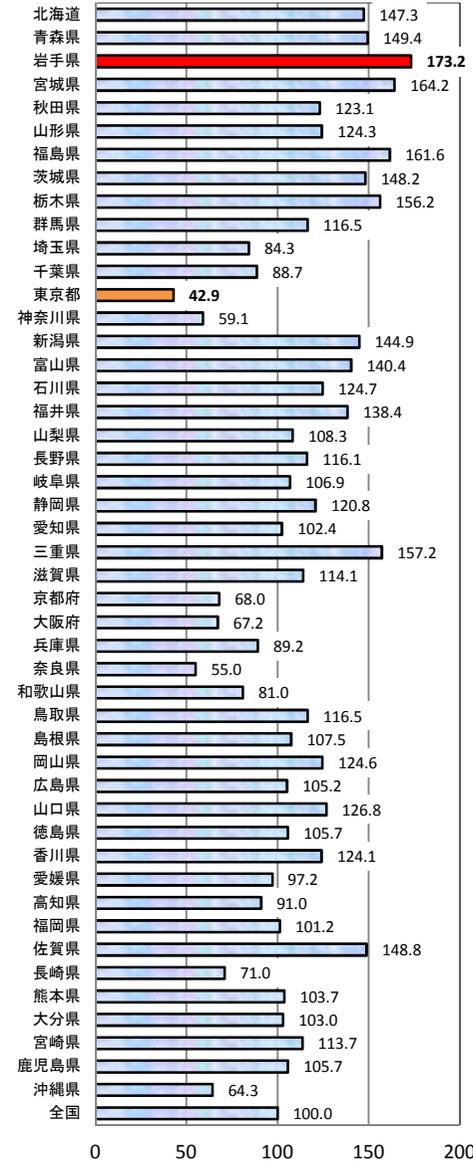
最大/最小: 2.1倍



1.6兆円

軽油引取税

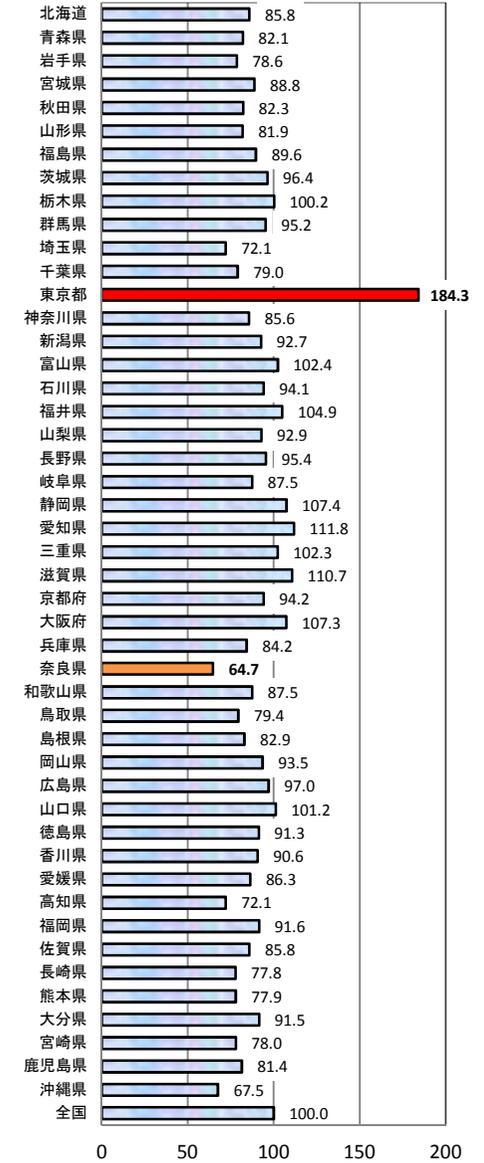
最大/最小: 4.0倍



0.9兆円

(参考) 県内総生産(平成22年度)

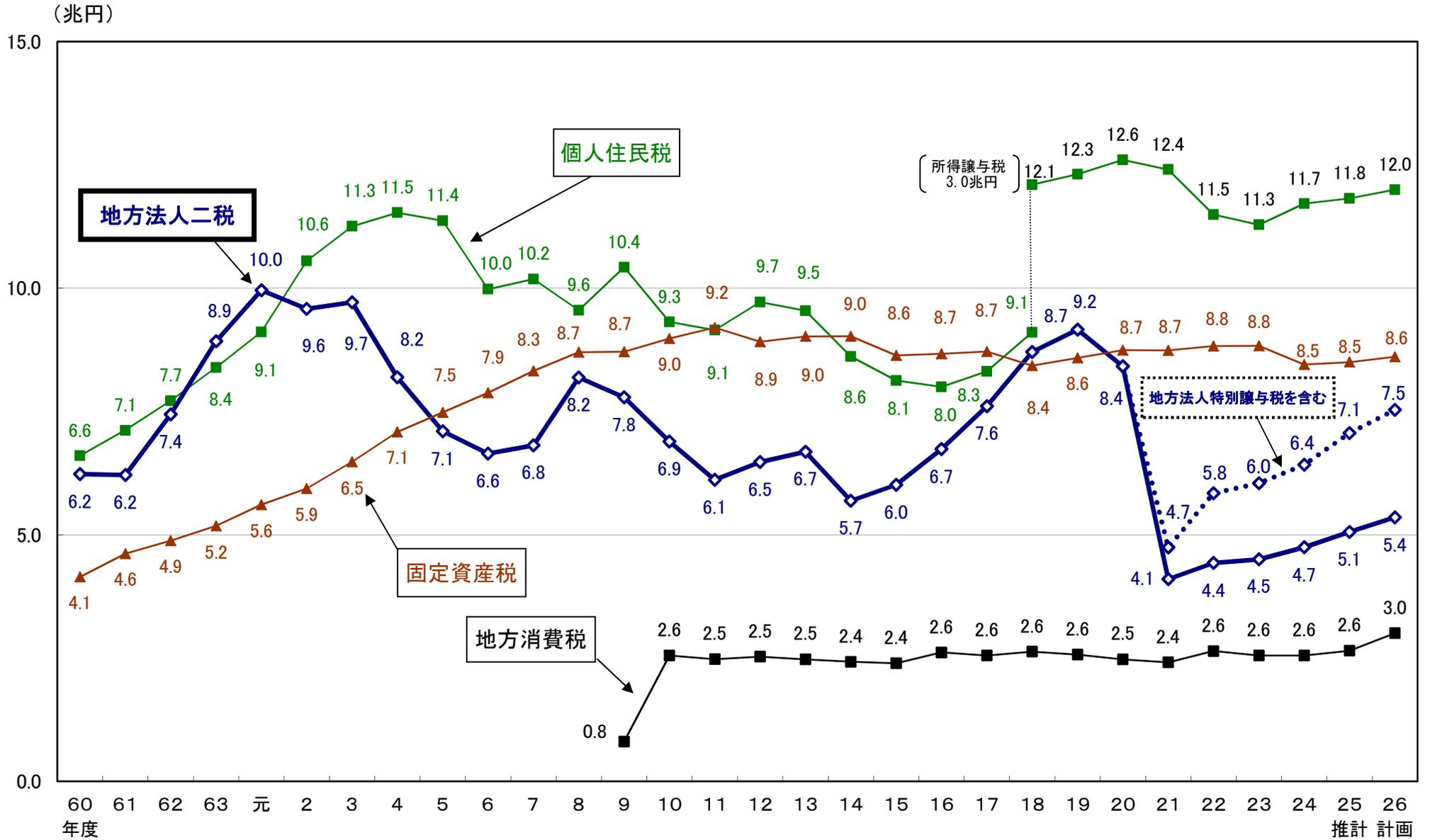
最大/最小: 2.9倍



495.6兆円

※上段の「最大/最小」は、各都府県ごとの人口1人当たり税収額及び県内総生産額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額及び県内総生産総額である。

主要税目（地方税）の税収の推移



(注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 2 平成24年度までは決算額、25年度は推計額 (H25. 12時点)、26年度は地方財政計画額である。
 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。
 (㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.2兆円)

「地方法人課税のあり方等に関する検討会」(※)報告書(平成25年11月)(関係部分抜粋)

※地方財政審議会に設置 (座長:神野直彦 東京大学名誉教授)

- 法人もその事業活動において、地方団体の行政サービスから受益している以上、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めることは適当であり、地方法人課税そのものは引き続き重要な役割を担うべき。

- 地方法人所得課税は、 税金の偏在性が大きく年度間の税金の変動が大きいこと等から、
 - ・ 法人住民税法人税割 → 都道府県分及び市町村分の交付税原資化
 - ・ 法人事業税所得割 → 外形標準課税の拡充(付加価値割の充実等)を目指すべき。

- 外形標準課税への移行は、法人実効税率を引き下げる効果。一方で、赤字法人等についても受益に応じた税負担を求めることとなる等について懸念の声もある。その際、既に付加価値割が導入されている資本金1億円超の法人について所得割を付加価値割に切り替えていくことと、資本金1億円以下の法人に付加価値割を導入していくことのどちらを優先的に進めていくかについても、十分に検討する必要。

- 法人実効税率の議論は、経済界の要望が、法人実効税率の引下げを地方法人特別税・譲与税の単純廃止で実現すべきとしているように、正に地方法人課税のあり方の論議と直結する議論であることはいうまでもない。ただ、現下の厳しい地方財政の状況に鑑みれば、単なる法人の負担軽減にとどまるような地方法人課税の見直しを行う余地はない。

平成26年度与党税制改正大綱(地方法人課税の偏在是正)

[消費税率8%段階]

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[]:制限税率

(都道府県分) 5.0% [6.0%] → 3.2% (△1.8%) [4.2%]
(市町村分) 12.3% [14.7%] → 9.7% (△2.6%) [12.1%]

2. 地方法人税(仮称)の創設

- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税(国が賦課徴収)
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)
- ・ 税込額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

[消費税率10%段階]

- 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

法人事業税・地方法人特別税

 : 外形課税部分

[26年度改正前]

[26年度改正後(現行)]

【外形対象法人】

2.2兆円

法人事業税

付加 価値割 0.4兆円	所得割 0.7兆円	地方法人 特別税 0.9兆円

法人事業税

付加 価値割 0.4兆円	所得割 1.0兆円	地方法人 特別税 0.6兆円

【中小法人等】

1.4兆円

事業税 所得割 0.8兆円	地方法人 特別税 0.6兆円
---------------------	----------------------

事業税 所得割 1.0兆円	地方法人 特別税 0.4兆円
---------------------	----------------------

【収入金額
課税法人】

0.3兆円

事業税 収入割 0.2兆円	地方法人 特別税 0.1兆円
---------------------	----------------------

事業税 収入割 0.23兆円	地方法人 特別税 0.07兆円
----------------------	-----------------------

※ 税収は平成24年度決算ベース

外形標準課税に関する政府税制調査会答申

平成15年度における税制改革についての答申 ―あるべき税制の構築に向けて― (抄)
(平成14年11月 政府税制調査会答申)

第二 平成15年度税制改正における個別税目の改革

二 法人課税

2. 法人事業税(外形標準課税の導入)

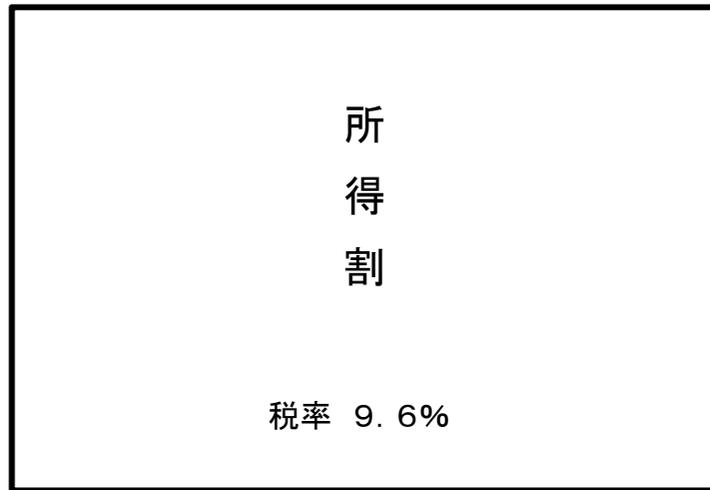
法人事業税への外形標準課税の導入は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進などの重要な意義を有する改革である。

外形標準課税については、厳しい景気の状態を踏まえ慎重に対処すべきとの意見もあったが、受益と負担の関係を明確にして真の地方分権の実現に資するため、早急に導入すべきである。

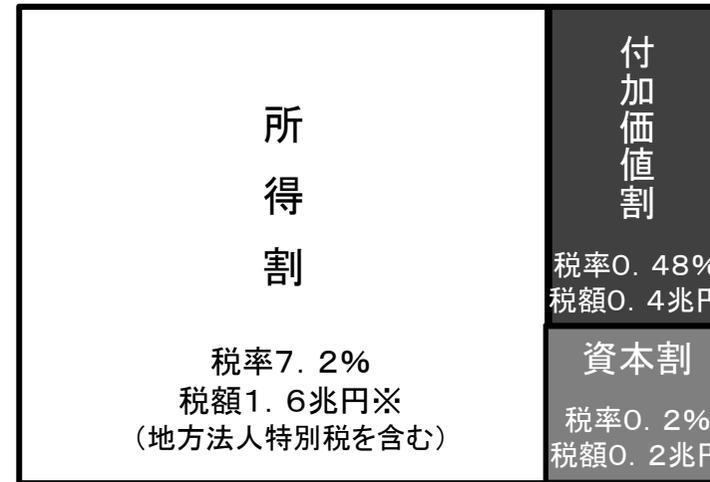
外形標準課税制度の概要

資本金1億円を超える法人が対象(平成24年度では全法人中1.0%(約2.4万社/245万社))

導入前



導入後 (税額は平成24年度分)



〔制度創設時の設計〕
2
…
1

〔制度創設時の設計 3 : 1〕

※ 税額は、超過課税分を含まない。

所得割

法人の所得によって課税

付加価値割

法人の付加価値額によって課税

$$\text{付加価値額} = \left[\begin{array}{l} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額※+純支払利子+純支払賃借料)} \end{array} + \text{単年度損益} \right] \times 0.48\%$$

※雇用安定控除(収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除)有り

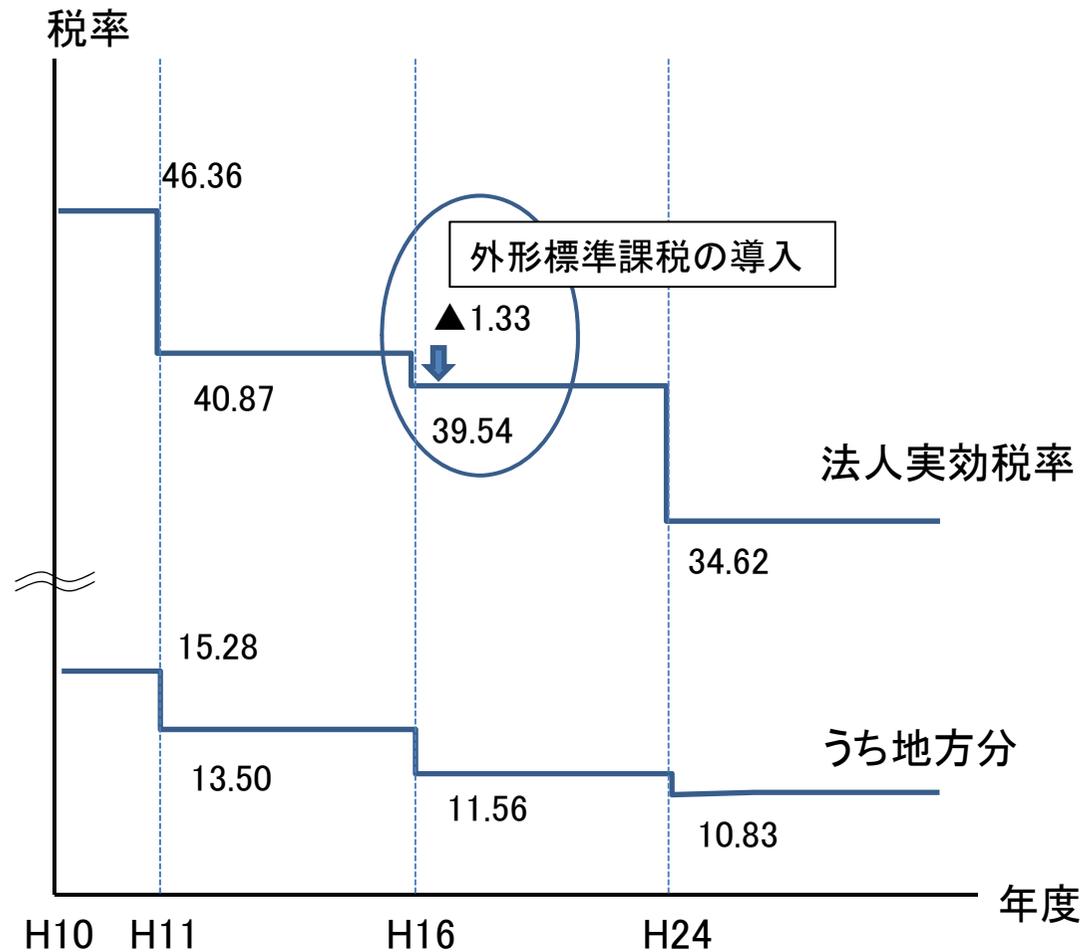
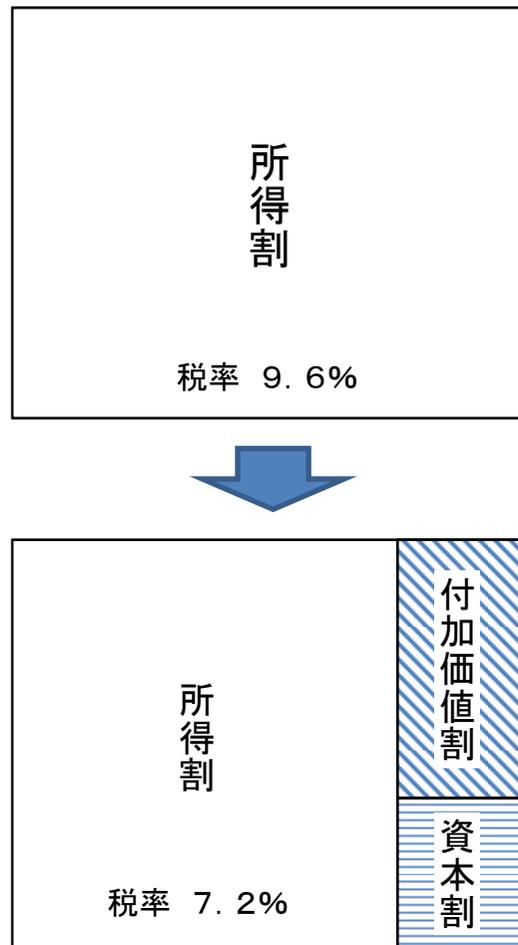
資本割

法人の資本金等の額によって課税(1千億円超部分の割り落とし、持株会社の特例有り)

$$\text{資本金等の額} = \left[\begin{array}{l} \text{資本金又は出資金の額} \\ \text{+ 資本金の額又は出資金の額以外の金額の増減額} \end{array} \right] \times 0.2\%$$

外形標準課税導入と法人実効税率

平成16年4月から資本金1億円超の法人を対象として、法人事業税所得割の1/4に外形標準課税を導入したことにより、国・地方を通じた法人実効税率は1.33%低下 ※標準税率ベース



東京都ベースでは、外形標準課税の導入により1.36%低下した。

わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（抄）
（平成12年7月 政府税制調査会答申）

2. 法人事業税

(4) 法人事業税への外形標準課税の導入

③ 望ましい外形基準のあり方

イ. 外形基準の四つの類型の特徴等

(イ) 事業活動価値

a. 法人の事業活動の規模は、その事業活動によって生み出された価値の大きさという形で把握することが可能と考えられます。

事業活動によって生み出された価値の算定については、生産要素である労働、資本財及び土地等への対価として支払われたものが当該価値を構成すると考えられることから、法人の各事業年度における利潤に、給与総額、支払利子及び賃借料を加え、通算することによって行うことができます(この方式によって算定したものを以下「事業活動価値」(仮称)と言います。)

b. 事業活動価値は、事業活動によって生み出された価値に着目して法人に負担を求める税の課税標準として、法人の人的・物的活動量を客観的かつ公平に示すと同時に、各生産手段の選択に関して中立性が高いものとなると考えられることから、外形基準としては理論的に最も優れていると考えられます。

(ニ) 資本等の金額

a. 資本金に資本積立金を加えた金額(以下「資本等の金額」と言います。)も、法人の規模をある程度表しており、事業活動の規模もある程度示すものであると考えられ、納税・課税事務の負担の少ない簡素な課税の仕組みとして、資本等の金額に着目した仕組みを考えることができます。

b. しかし、法人の事業活動規模を適正に反映させるという観点からは、法人事業税全体をこの形に改革することは現実的ではなく、所得基準による課税や他の外形基準による課税と組み合わせて用いるよう検討すべきであると考えます。

⑤ 導入の時期

法人事業税への外形標準課税の導入は、地方分権を支える安定的な地方税源の確保に資すること、応益課税としての税の性格の明確化につながるとともに、地方の行政サービスによって受益を得ている法人が薄く広く税を負担することを通じて、税負担の公平化につながること、さらに、所得に係る税負担を相対的に緩和することとなり、より多くの利益を上げることを目指した事業活動を促し、経済の活性化、経済構造改革の促進に資すること等の重要な意義を有する改革であり、きわめて厳しい地方財政の現状等を踏まえれば、すべての都道府県において幅広い業種を対象に、薄く広く負担を求める外形標準課税について、景気の状態等を踏まえつつ、早期に導入を図ることが必要です。

「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（抄）
（平成19年11月 政府税制調査会答申）

第2 各論

2. 法人課税

(4) 地方法人課税

法人事業税の外形標準課税は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から、平成15年度税制改正において導入されたところである。

外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである。

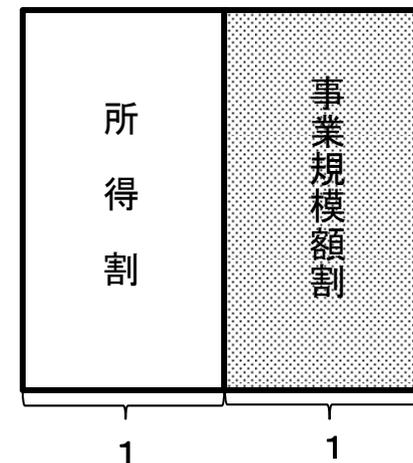
外形標準課税導入に際し提案された中小法人に対する特例

自治省案(H12)

所得割の2分の1を事業規模額割に移行

【中小法人に対する特例】

- ・ 中小法人に係る事業規模額割の税率を1.0%に軽減（大法人は1.6%）
- ・ 報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合には、超えた分を収益配分額から控除（雇用安定控除、大法人の場合は85%）
- ・ 資本金1,000万円未満の法人については、事業規模額を算定することなく、「簡易事業規模額」（年480万円、税額年4.8万円）を選択可
- ・ 赤字が3年以上継続する法人や創業5年以内の赤字ベンチャー企業について、徴収を最長で6年間猶予
- ・ 外形標準課税は段階的に導入（当初3年間1/4→4年目以降1/2）
中小法人は大法人より2年遅れて導入開始



総務省案(H13)

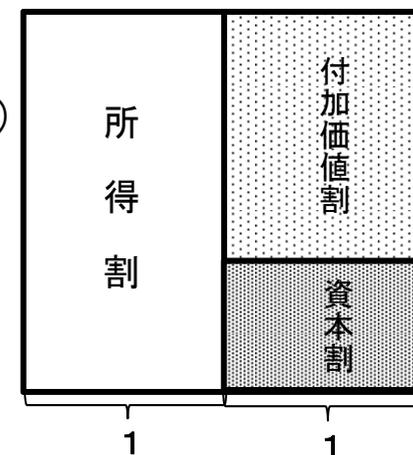
所得割の2分の1を付加価値割、資本割に移行

大法人、中小法人とも同一税率（付加価値割 0.66%、資本割 0.48%）

雇用安定控除の設定はなし

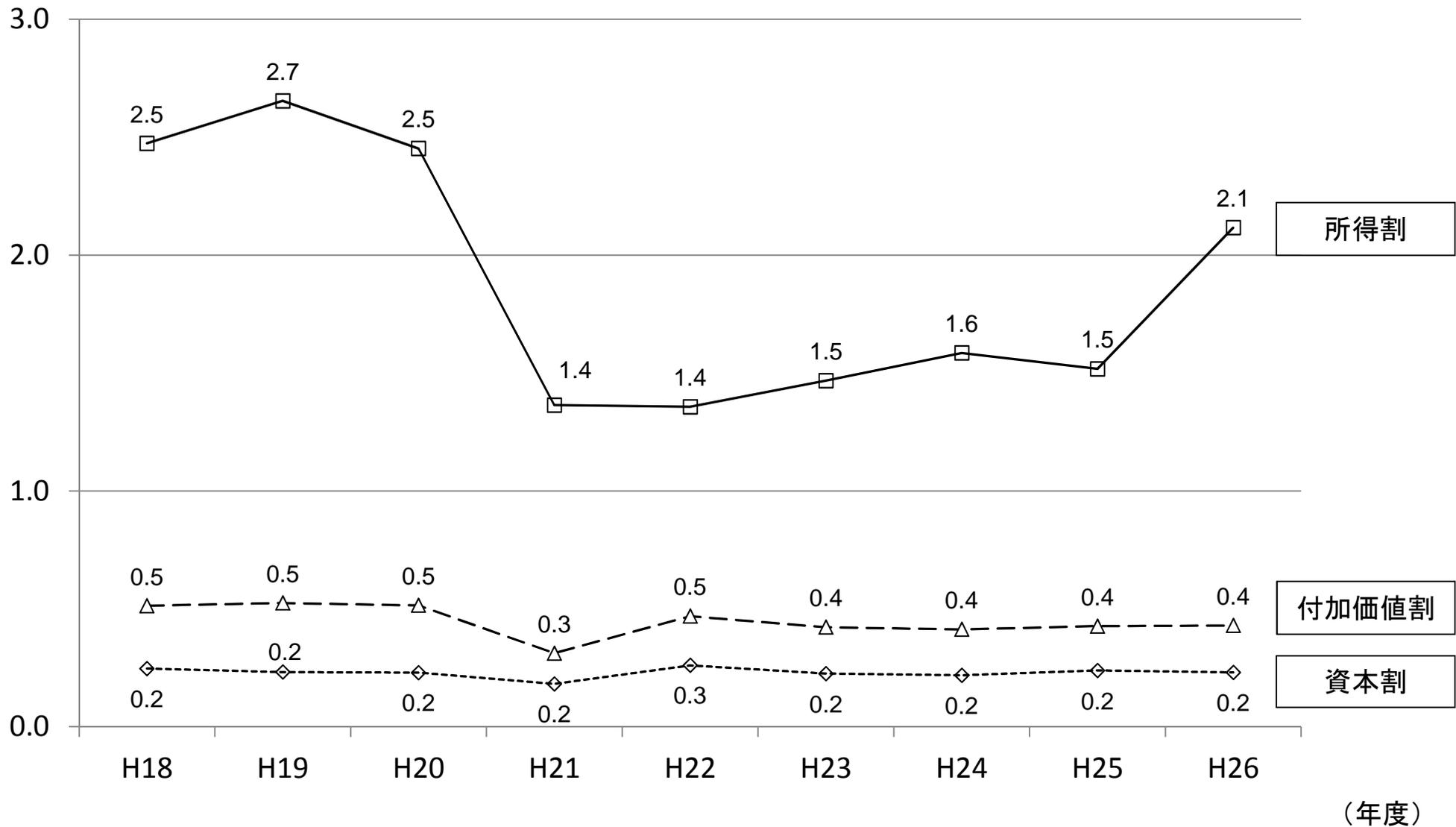
【中小法人に対する特例】

- ・ 資本金1,000万円未満の法人については、簡易外形税額（年4.8万円）を選択可能
- ・ 徴収猶予、段階的導入、中小法人への導入時期は自治省案と同様



外形標準課税対象法人における所得割・付加価値割・資本割の税収推移

(兆円)



(注) 各割ごとの税収は、決算値であり、超過課税分を含まない。また、平成25、26年度は地方財政計画ベースの数値。

○ 地方法人課税の堅持及び外形標準課税制度の拡充等

地方法人課税は、法人の事業活動を支える地方団体からの様々な行政サービス等に対して法人が応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源である地方法人課税についての安易な縮減などの議論は受け入れられるものではない。また、景気動向に配慮しつつ、法人事業税の応益課税としての性格の明確化や税収の安定化の観点から、対象法人の資本金要件の見直しや付加価値割の拡大、課税標準である「資本金等の額」の企業実態の適切な反映など、外形標準課税制度の拡充・見直しを検討すべきである。

法人住民税の概要

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。

法人住民税

[税収]

都道府県：7,299億円

市町村：18,854億円

均等割

資本金等の額等に応じて定額の負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：2～80万円(制限税率なし)

市町村民税：5～300万円(制限税率は標準税率の1.2倍)

[税収] 都道府県：1,365億円 市町村：3,983億円

法人税割

法人税額に応じた負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：法人税額の5% [法人所得の1.28%相当] (制限税率6%)

[3.2% [法人所得の0.82%相当] (制限税率4.2%)]

市町村民税：法人税額の12.3% [法人所得の3.14%相当] (制限税率14.7%)

[9.7% [法人所得の2.47%相当] (制限税率12.1%)]

[税収] 都道府県：5,924億円 市町村：14,871億円

※下段の税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度より適用される税率

* 税収は、平成24年度決算額（超過課税を含まない。）

法人住民税均等割の税率

道府県民税均等割は法人の資本金等の額、市町村民税均等割は法人の資本金等の額と従業者数により税率を設定

		道府県民税	市町村民税	
			市町村内に有する事務所等の従業者数の合計数	
			50人超	50人以下
資本金等の額	1千万円以下	2万円	12万円	5万円
	1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円
	1億円超 10億円以下	13万円	40万円	16万円
	10億円超 50億円以下	54万円	175万円	41万円
	50億円超	80万円	300万円	

法人実効税率に関する地方団体からの意見

○ **全国知事会「平成26年度税財政等に関する提案」**（平成25年10月）

成長戦略に基づく設備投資減税等が政府・与党において取りまとめられ、また与党税制改正大綱（平成25年10月1日）においては、法人実効税率の在り方について、今後、速やかに検討を開始するとされているところであるが、地方法人課税の税率引下げは地方財政に深刻な影響を与えるものであり、また、国税である法人税についても、その一定割合が交付税原資であるほか、法人住民税法人税割の課税標準でもあり、また法人事業税についても所得割の課税標準である所得等が法人税の所得の計算の例により算定されることから、その軽減による地方財政への影響が懸念される場所である。

このため、成長戦略に基づく投資減税や国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による代替措置により、必要な地方税財源を確保することも併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべきである。

○ **全国市長会「平成26年度都市税制改正に関する意見」**（平成25年8月）

法人実効税率の引下げや地方法人課税の見直し等の抜本的な改革を行う場合は、個別団体において行政サービスの低下を招かないよう確実に財源措置すること。

○ **全国町村会「平成26年度税制改正に関する要望」**（平成25年11月）

法人実効税率のあり方について議論する場合は、課税ベースの拡大等による所要の地方税財源の確保を大前提とし、地方財政に影響を与えないこと。

個人住民税の概要

- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。
- 納税義務者は、市区町村(都道府県)に住所を有する個人である。

個人住民税

均等割 非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるもの

		標準税率(年額) (※)		
	市町村民税	3,500円		
	道府県民税	1,500円		
			個人住民税	約2,900億円
				納税義務者数 約6,000万人

(※) 復興財源確保のため、平成26年度から平成35年度分までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)引き上げられている。

所得割 納税義務者(※)の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの(一律10%)
(※)非課税限度額の制度あり

		標準税率		
	市町村民税	6%		
	道府県民税	4%		
計		10%		
			個人住民税	約11兆4,300億円
			(参考)所得税	約15兆1,000億円
				納税義務者数 約5,500万人

- 利子割
- 配当割
- 株式等譲渡所得割

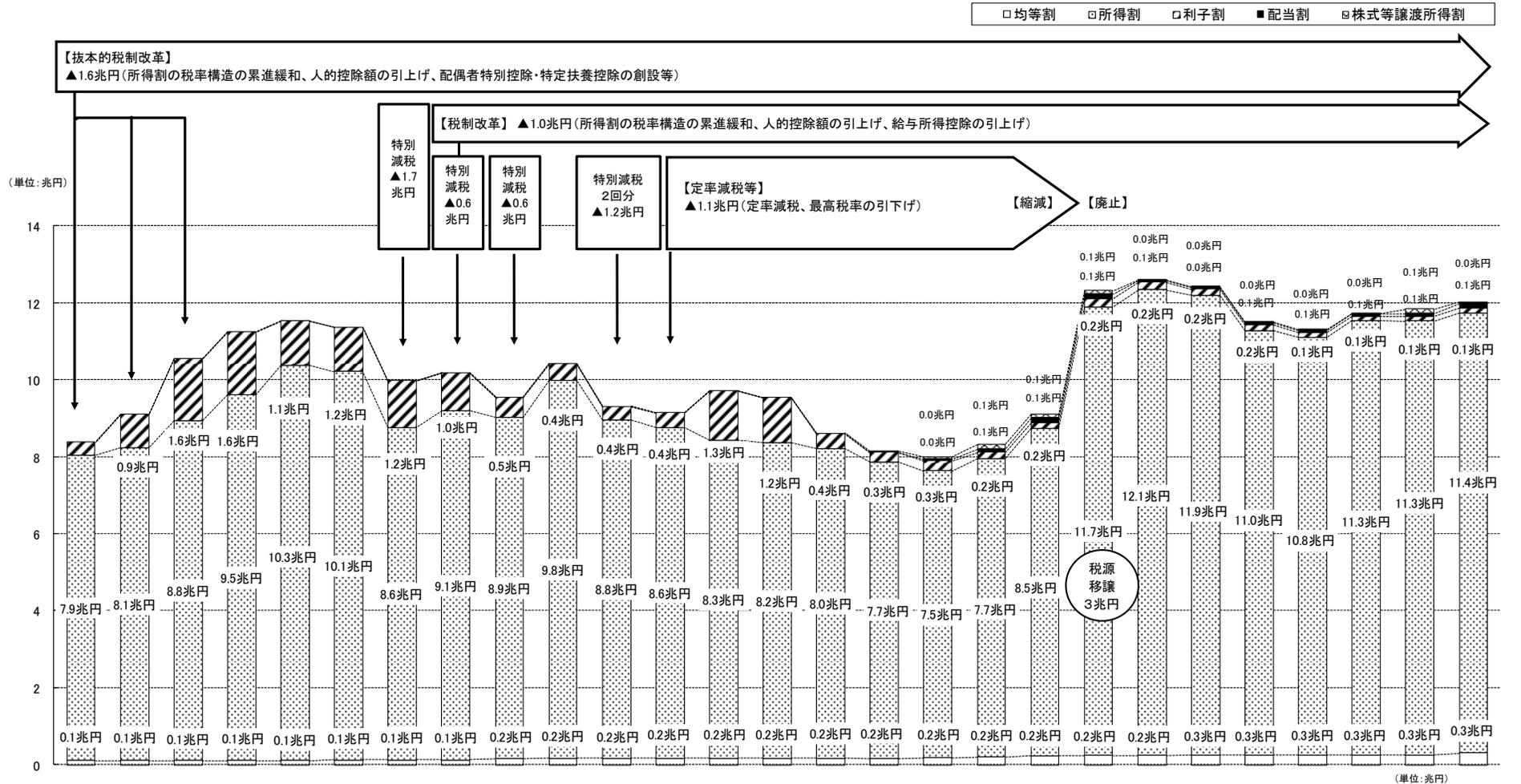
税率	税金
5%	約2,800億円

※道府県民税として特別徴収

- 源泉分離課税として、所得税(15%)と合わせて税率20%
- 3/5相当を市町村へ交付

個人住民税収の推移

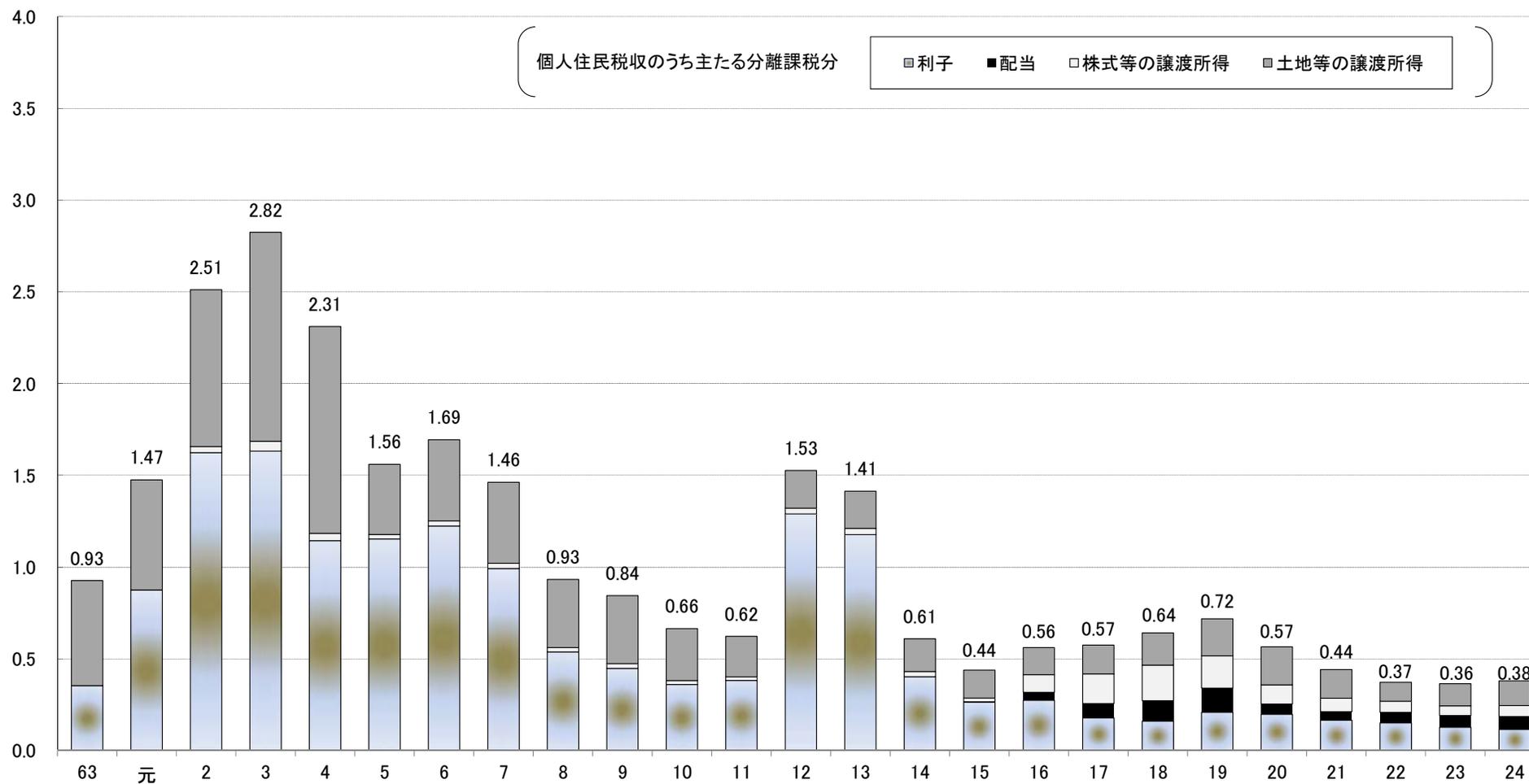
- 税率構造の見直しや人的控除額の引上げなど、所得税と同様、累次の負担軽減措置が講じられてきた。
- 平成19年度には、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲が行われている。



年度	63 (1988)	元 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
全体	8.4	9.1	10.6	11.3	11.5	11.4	10.0	10.2	9.6	10.4	9.3	9.1	9.7	9.5	8.6	8.1	8.0	8.3	9.1	12.3	12.6	12.4	11.5	11.3	11.7	11.8	12.0

(注)平成24年度までは決算額、25年度は決算見込額、26年度は地方財政計画による。

個人住民税収（主たる分離課税分）の推移

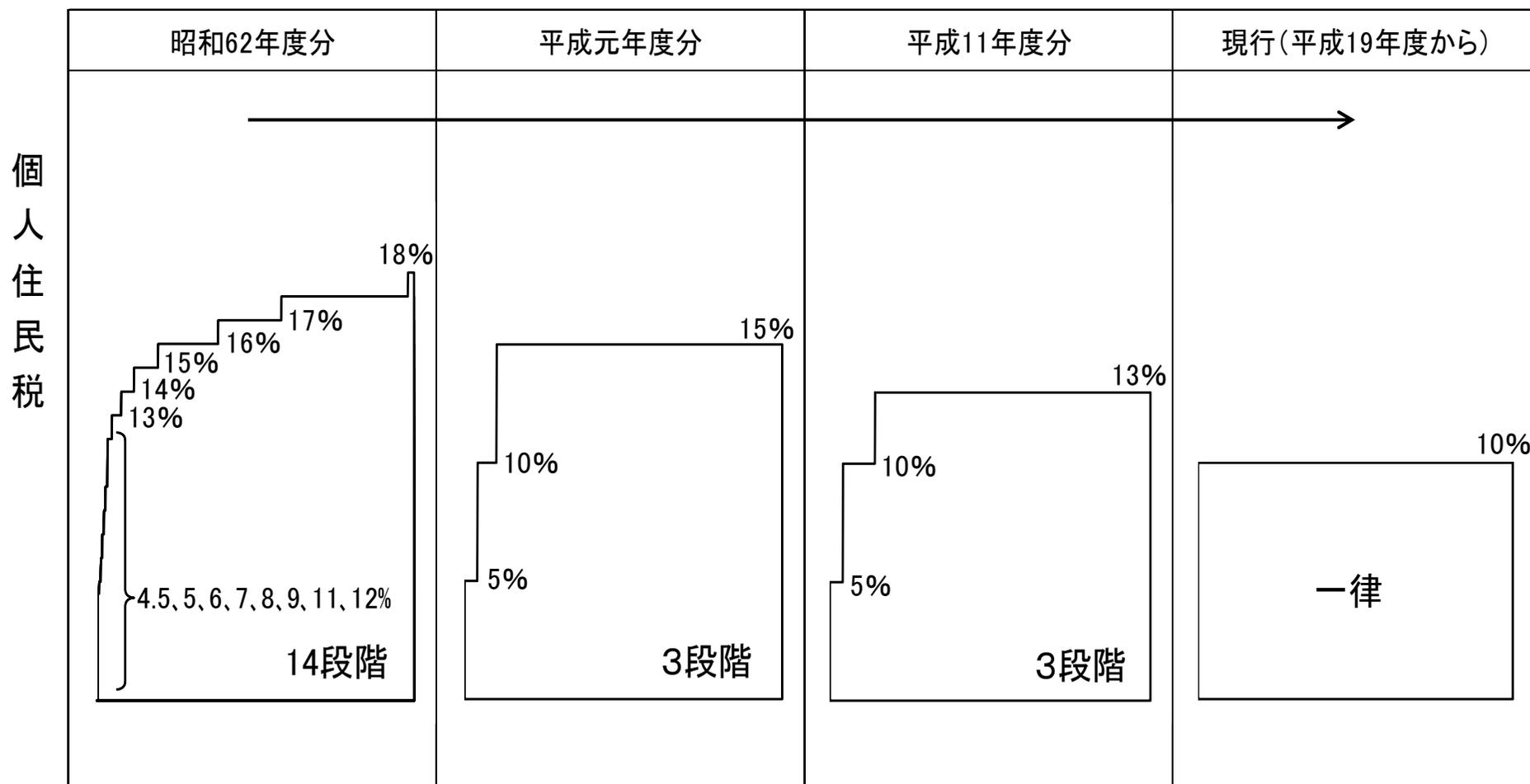


(注)決算額による。

個人住民税の税率の推移（イメージ図）

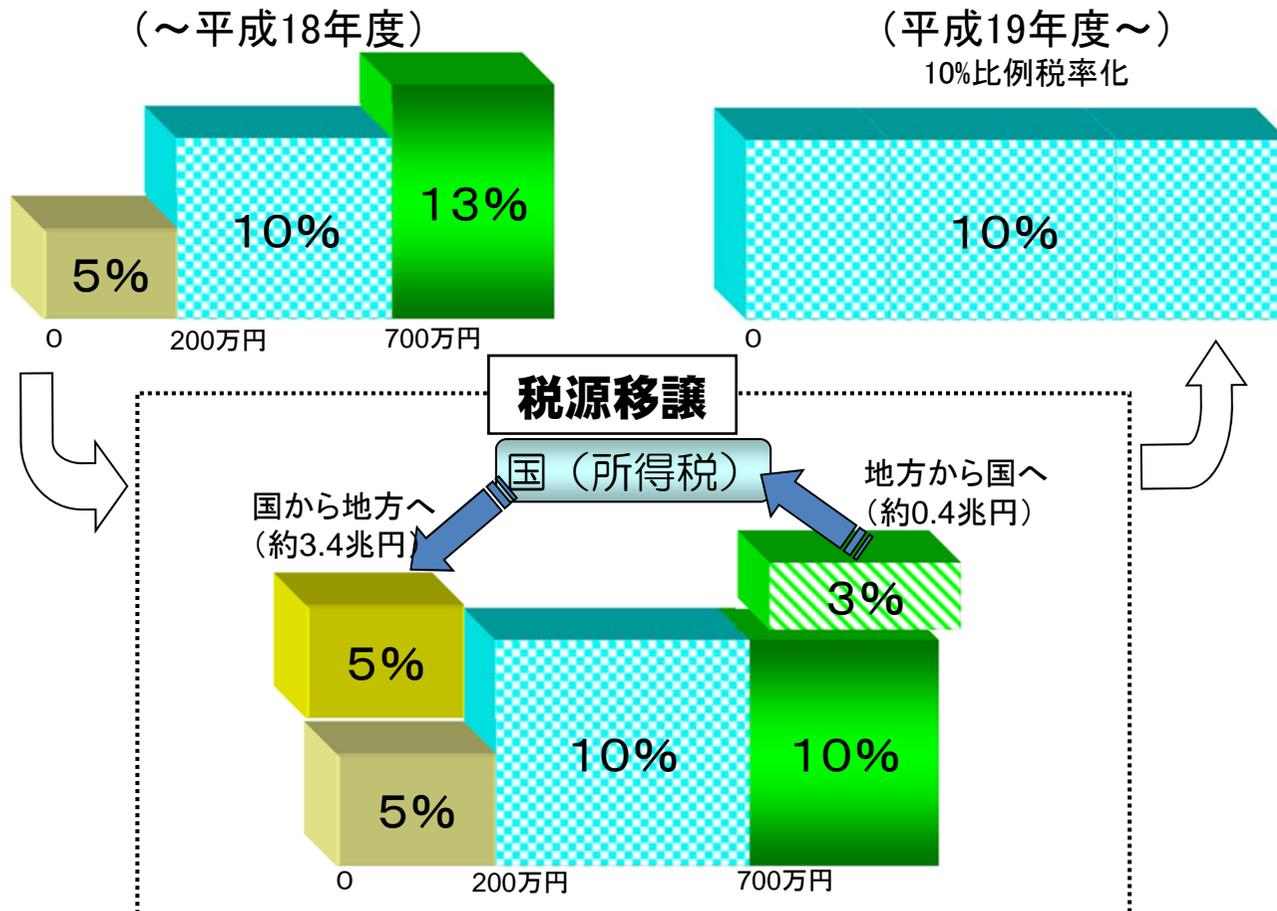
※個人住民税所得割

- 昭和62年当時の個人住民税は、4.5%～18%の14段階の税率構造。
- 現在は一律10%の税率構造。

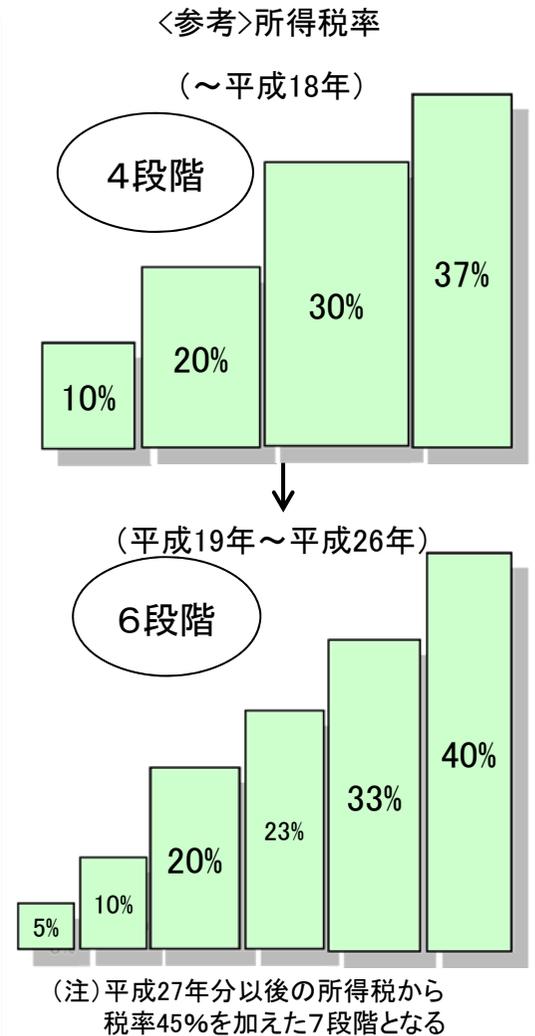


税源移譲時の個人住民税の税率構造の見直し

○ 個人住民税については、応益性や偏在度縮小の観点から、所得割の税率をフラット化する(※)



- 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化
- 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%



(※) 平成18年度の税制改正に関する答申 (平成17年11月 税制調査会)

金融所得に係る税率

- 個人住民税の税率は、10%比例税率(給与所得等に適用)が基本である一方、利子・配当、株式等の譲渡益等に係る税率については、比例税率化前の最低税率に合わせて、原則5%となっている。

		税率	
		住民税	(参考)所得税
預貯金・公社債等の利子等		5%	15%
配当等	上場株式等	5%	15%
	上場株式等以外	10%	最低5%・最高40% (平成27年分から最高45%)
株式等譲渡所得(※)		5%	15%
先物取引		5%	15%
(参考)給与所得等その他の所得		標準税率 10%	最低5%・最高40% (平成27年分から最高45%)

(※) 株式等譲渡所得のうち、上場株式等については、株式等譲渡所得割による源泉徴収方式での課税又は申告分離課税の選択、上場株式等以外については、申告分離課税。

税制抜本改革法（略）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条

- 一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえ、次に定めるとおり検討すること。
 - ハ （低所得者に配慮する観点から、） 第二条の規定の施行からイ及びロの検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

- 二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。
 - ニ 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。
 - (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
 - (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
 - (3) （略）

固定資産税の概要

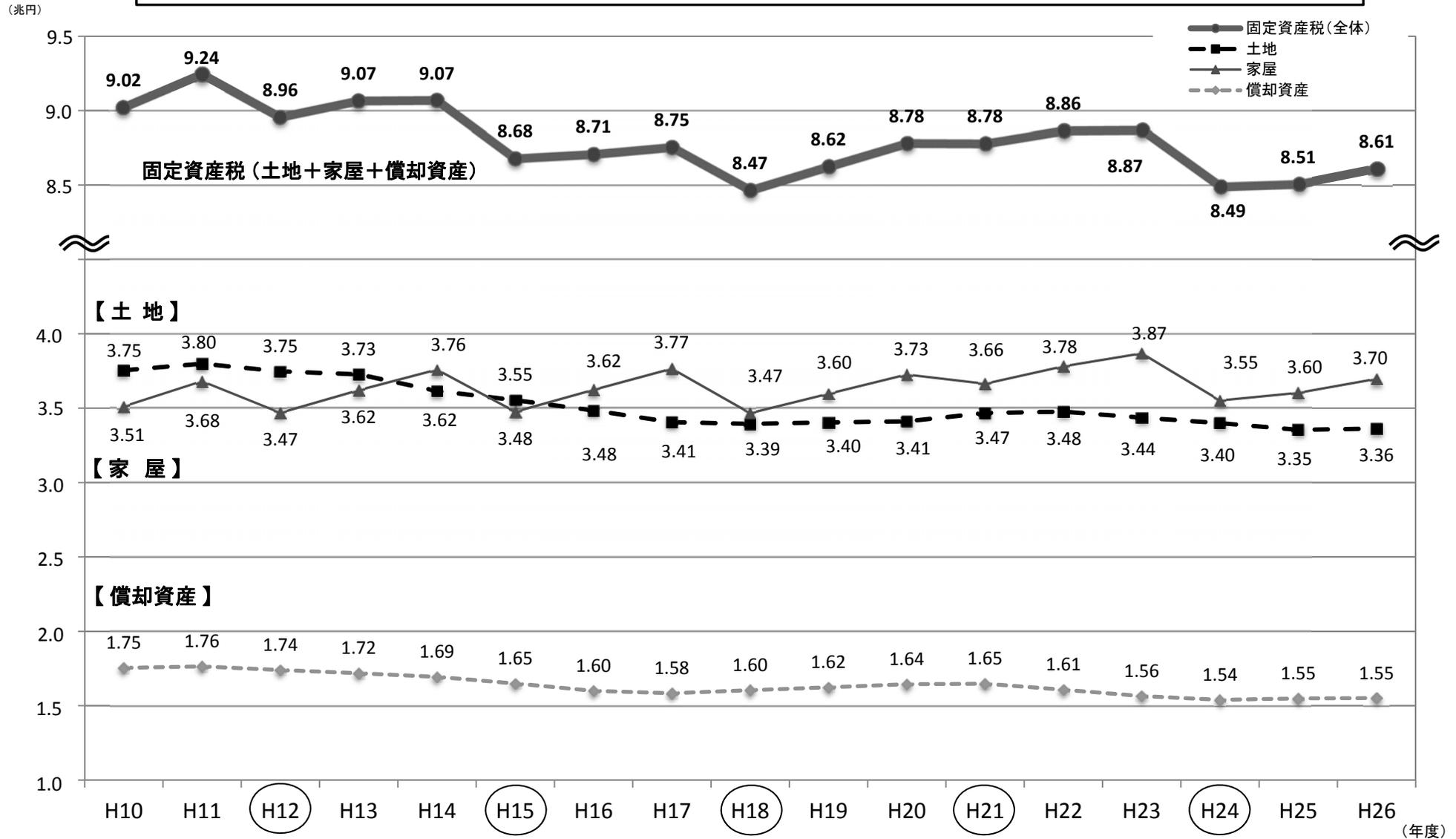
- 固定資産税は、シャウプ勧告を契機として行われた昭和25年の地方税制度の根本的改革に伴い創設。
- 固定資産(土地、家屋及び償却資産)の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に対し課税する財産税。
- どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りが小さく市町村税としてふさわしい基幹税目。

区 分	固 定 資 産 税
1. 課税客体	土地、家屋及び償却資産 (土地：1億7,896万筆、家屋：5,851万棟)
2. 課税主体	全市町村(東京都23区内は東京都が課税)
3. 納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 (土地、家屋は登記簿上の所有者等を、償却資産は申告のあった所有者等を固定資産課税台帳に登録し課税) (土地：3,987万人、家屋：4,009万人、償却資産：415万人)
4. 課税標準	価格(適正な時価) ※ 土地及び家屋は3年ごとに評価替え(直近では平成24年度に実施。次回は平成27年度に予定) ※ 償却資産は、取得価額を基礎として、経過年数に応じ、定率法(旧定率法)により償却
5. 税 率	標準税率 1.4%
6. 免税点	土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円
7. 賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日
8. 税 収 (H24決算額)	8兆4,890億円(土地：3兆3,990億円、家屋：3兆5,514億円、償却資産：1兆5,387億円)

※ 税収以外のデータは、平成25年度実績。

固定資産税収の推移

○ 固定資産税は、市町村にとって安定した非常に重要な基幹税源。



(注) 1 平成24年度までは決算額、平成25年度及び平成26年度は地方財政計画ベースの収入見込額である。
 2 丸がついた年度は、評価替え年度である。
 3 大規模償却資産に係る道府県分は含まれていない。

土地に係る負担調整措置の経緯について

〈平成5年度まで〉

評価

- ① 各市町村間、各土地間、公的土地評価間で評価水準に大きな格差
- ② 全体的に評価水準が相当低下
- ③ 評価額は3年間据置

課税

原則、評価替えの翌々年度に課税標準額が評価額に到達する(=評価額課税)負担調整措置

〈平成6年度～平成8年度〉

評価

- ① 公的土地評価の均衡化・適正化の要請から7割評価の実施(土地基本法など)
- ② 評価額は3年間据置

課税

- ① 評価額の急上昇に対応するため、ゆるやかに課税標準額を上昇させる負担調整率を適用
- ② 住宅用地の税負担の緩和
 - ・小規模住宅用地の特例拡充 (1/4 → 1/6)
 - ・一般住宅用地の特例拡充 (1/2 → 1/3)

〈平成9年度～〉

評価

- ① 7割評価の実施
- ② 地価下落に対応するため、据置年度においても評価額の修正を可能に

課税

負担水準の一層の均衡化

- ① 負担水準の低い土地について、ゆるやかに課税標準額を上昇させる
- ② 負担水準が一定以上の土地について、課税標準額を引き下げ又は据え置く
- ③ 商業地等の課税標準額の上限

H9～H11	→	評価額の80%
H12、H13	→	〃 75%
H14～H26	→	〃 70%

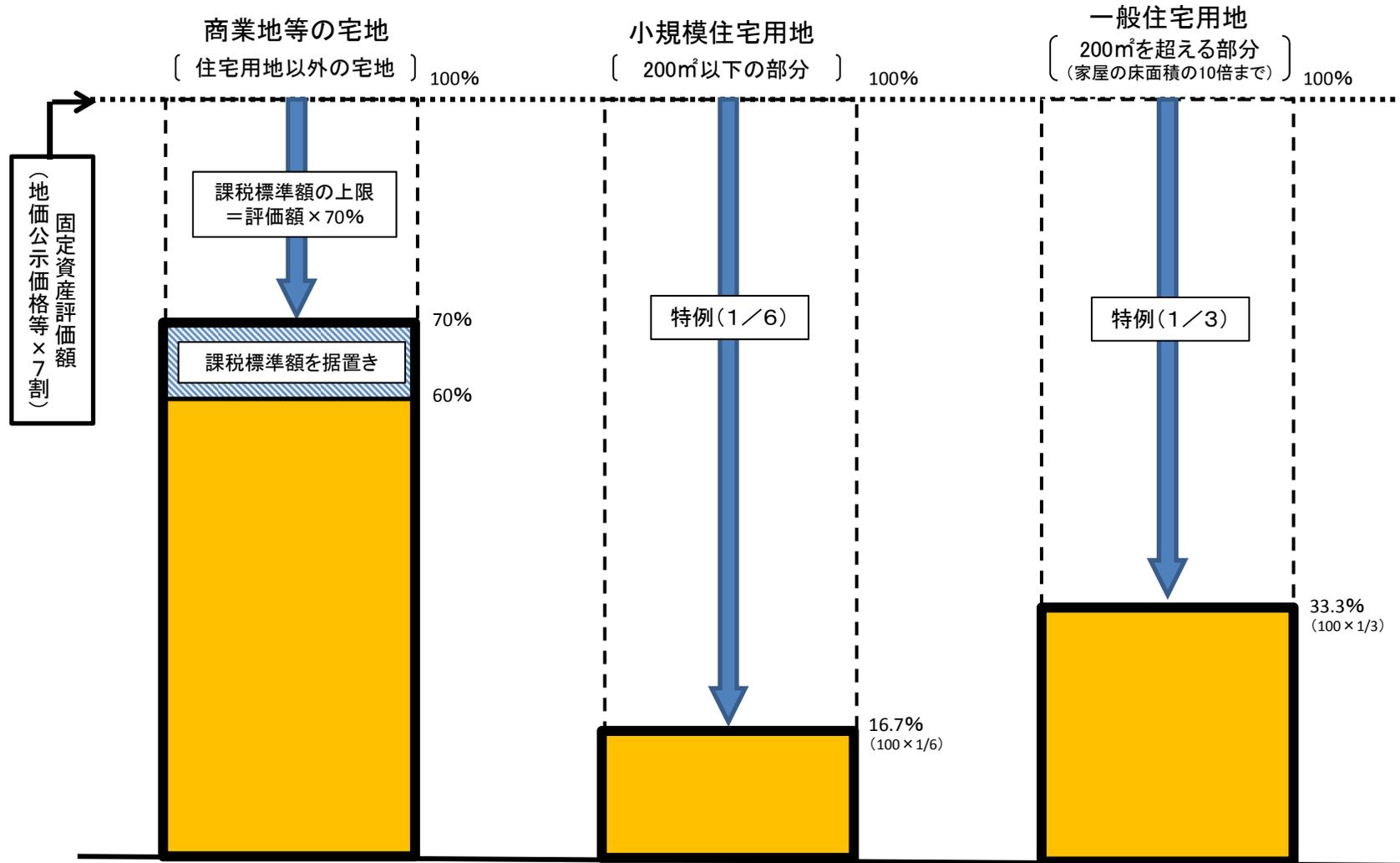
〈参考〉

平成4年度の税制改正に関する答申
(平成3年12月政府税制調査会) (抄)

地価公示価格の7割程度を目標とする平成6年度の評価替えは、基本的に評価の均衡化・適正化を図ろうとするものであることから、それに伴う納税者の税負担については、評価替えの状況を勘案しつつ、前年度の税額を基礎としたなだらかな負担調整措置、住宅用地(特に小規模な住宅用地)に係る課税標準の特例措置、住宅用建物に係る経年減価、住宅用地に係る都市計画税の負担のあり方等の見直しを行い、税負担に急激な変化が生じないよう総合的かつ適切な調整措置を講ずるべきである。

商業地等の宅地と住宅用地の課税のしくみ(平成26年度)

○ 課税標準額の上限は、商業地等の宅地については評価額の60～70%、住宅用地については評価額の1/6(又は1/3)。



※1 評価額が急上昇した場合であっても、各年度の税負担増は、原則、本来の税額の5%が限度。(=当該年度課税標準額を、「前年度課税標準額+評価額(×住宅用地特例率)×5%」により算出。)

※2 宅地区分ごとの推計税収は次のとおり。商業地等の宅地 1兆9,259億円、小規模住宅用地 6,899億円、一般住宅用地 3,117億円 (平成25年度概要調書に基づき、課税標準額に、標準税率(1.4%)を乗じて算出。)

固定資産税に関する政府税制調査会答申

平成21年度の税制改正に関する答申(平成20年11月政府税制調査会)(抄)

二 平成21年度の税制改正

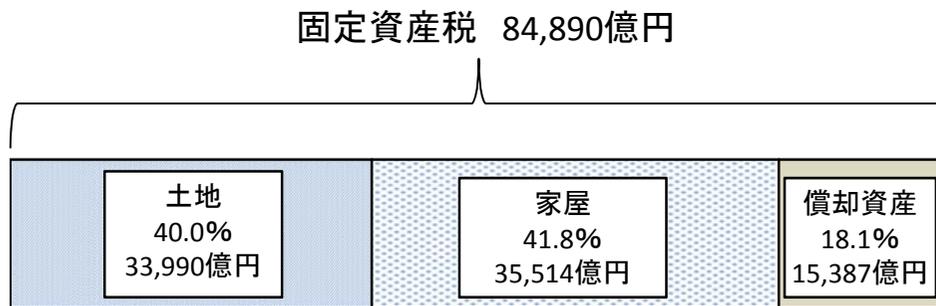
3. 固定資産税

固定資産税は、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りも小さく市町村税としてふさわしい基幹税目であり、今後とも安定的な確保が重要である。

土地に係る固定資産税については、課税の公平の観点に立って、これまで負担水準の均衡化・適正化に取り組んできた結果、地域ごとの負担水準の均衡化は相当程度進展したが、一部には依然としてばらつきが残っている。このため、平成21年度の評価替えを踏まえた今後の税負担のあり方については、これまでの負担調整措置を基本に、納税者の税負担にも配慮しつつ、負担の均衡化・適正化を促進する必要がある。

固定資産税に関する地方団体からの要望等

- 固定資産税収は、約8.5兆円（市町村税収全体の4割超）であり、市町村にとって安定した非常に重要な基幹税源。
- 地方団体からは、国の経済対策等の観点から償却資産課税の削減を行うべきではなく、地方団体の貴重な財源となっていること等を踏まえ、現行制度を堅持してほしい旨の要望が数多く出されている。



※平成24年度「地方財政状況調査」(総務省)における決算額による。

区 分	固 定 資 産 税
1. 納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者
2. 課税標準	価格（適正な時価） ※ 土地及び家屋は3年ごとに評価替え（直近では平成24年度に実施。次回は平成27年度に予定） ※ 償却資産は、取得価額を基礎として、経過年数に応じ、定率法（旧定率法）により償却
3. 税 率	標準税率 1.4%

地方団体からの償却資産課税の堅持に関する要望（抜粋）

地方六団体「平成26年度予算概算要求等について」(抄)(平成25年10月)

- 固定資産税は、市町村の税収の大半を占める重要な基幹税目であり、国の経済対策等の観点から償却資産課税の削減を行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

全国知事会「平成26年度税財政等に関する提案」(抄)(平成25年10月)

- 償却資産に係る固定資産税については、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課するものとして定着しており、創意工夫により地域活性化に取り組んでいる市町村の貴重な自主財源を、国の経済対策のために削減するようなことはすべきではなく、現行制度を堅持すること。

全国市長会「都市税財源の充実強化に関する決議」(抄)(平成25年11月)

- 償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

全国町村会「平成26年度税制改正に関する要望」(抄)(平成25年11月)

- 土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直されることとなれば、町村の財政に多大な支障を生じることから、現行制度を堅持すること。

資産税制の国際比較(償却資産関係)

未定稿

- そもそも、日本の償却資産課税は、戦後、シャープ勧告に基づき、アメリカに倣って導入したものの。
- 今も、アメリカでは一般的。そのほか、カナダ、イギリス、香港、韓国など各国でも、償却資産課税は行われている。
 - 全OECD加盟国のGDP総額の約6割(2011年)を占めるアメリカ・日本・イギリス・カナダ・韓国において実施。
 - 日系企業が進出しているアメリカの州のほとんどにおいて、機械設備に対する償却資産課税を実施。*1

	アメリカ ※2	カナダ ※3	イギリス ※2	香港 ※2, 4	韓国 ※2	フィリピン ※2
名称	財産税 Property Tax	財産税 Property Tax	ビジネス・レイト Business Rate (通称: ノン・ドメスティックレイト Non Domestic Rate)	レイト General Rates	財産税	固定資産税 Real Property Tax
課税団体	州、郡、市町村、 学区、特別区 ※5	州、広域自治体、 地方自治体	国 (市町村等へ交付)	香港政府 (地方政府)	市、郡、区	県、市町村
課税対象資産	全50州1特別区 ○土地・家屋 (45州1特別区) ○ 公益事業資産 ※8(39州) ○ 機械設備 (38州) ○ 有形動産 (38州) ○ 通信関連資産 (37州) ○在庫・棚卸資産(12州) ※6	全10州2準州 ○土地・家屋 (全10州2準州) ○ 公益事業資産 ※8 (5州1準州) ○ 機械設備 (3州1準州) ○ 通信関連資産 (7州1準州) ※7	○事業用不動産 (土地、建物と一体 をなす 構築物、 機械設備 を含む。)	○土地・家屋 ○ 機械設備	○土地 ○建物 ○ 貯蔵施設、 ドック施設、 エネルギー 供給施設等 ○船舶 ○航空機	○土地・家屋 ○ 機械設備
納税義務者	所有者	所有者	使用者	所有者 又は占有者	所有者	所有者

※1 日本貿易振興機構(ジェトロ)「米国・カナダ進出日系企業実態調査(2013年度)」による在米アンケート回答企業(製造業661社)の立地州別内訳及び下記※6に基づく。

※2 各国の税制の内容については、表中に別段の記載がある部分を除き、「財産税(償却資産)に係る海外実態調査」(平成19年度にCLAIRを通じて実施)及び「租税に係る海外実態調査」(平成23年度及び平成24年度にCLAIRを通じて実施)に基づく。

※3 カナダの税制の内容については、表中に別段の記載がある部分を除き、「カナダの地方団体の概要」(CLAIR REPORT第227号、2002年)及び「各国の資産評価対訳シリーズ 第4集 カナダ(プリティッシュ・コロンビア州)」(財資産評価システム研究センター、2001年)に基づく。

※4 香港に係る税制の内容については、「香港レイトの仕組みと考え方」(石田和之、資産評価情報No.179、2010.11)に基づく。

※5 「アメリカの地方財産税について」(前田高志、オイコノミカ第41巻第3・4号、2005年)に基づく。

※6 「State and Provincial Property Tax Policies and Administrative Practices(PTAPP):Compilation and Report」(IAAO、2010年)に基づく。

※7 「PROPERTY TAX POLICIES and ADMINISTRATIVE PRACTICES IN CANADA and the UNITED STATES」(IAAO、2000年)に基づく。

※8 州によって異なるが、主なものとして鉄道、電力、ガス等がある。

税制調査会会長 中里 実 様
法人課税DG座長 大田 弘子 様

特別委員 石井 隆一
(富山県知事)

地方法人課税のあり方等に関する意見

第6回法人課税ディスカッショングループを所用により欠席しますので、書面にて下記のとおり意見を述べさせていただきます。

記

1 法人実効税率を引き下げられる場合の代替措置について

- 国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、「中長期の経済財政に関する試算（平成26年1月20日 経済財政諮問会議）」においては、今後10年の名目GDP成長率を3%程度と見込んでおられる。また、地方のプライマリーバランスの黒字化が困難であるとされています。
- さらに、今後の人口減少、高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられない中で、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源である法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えることが懸念されます。
- このため、国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、法人関係税に係る政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大等により、必要な地方税財源を確保することも併せて検討し、地方の歳入に影響を与えないようにすべきです。
- 代替措置については幅広く検討すべきですが、平成27年10月に予定されている消費税・地方消費税10%への引上げという状況を踏まえると、個人住民税や固定資産税の税率引上げは住民理解を得ることが困難で、現実的な措置ではないと考えます。代替措置の検討に当たっては、租税特別措置の見直しをはじめ課税ベースを拡大することにより、可能な限り「法人課税の中の税収中立」を優先すべきです。

2 外形標準課税の拡大について

- 法人事業税は、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていることから、法人が行う事業活動の規模に着目して課税するものであり、応益性の原則から見て外形標準課税は法人事業税の課税方式として望ましいものです。

○ 法人事業税の外形標準課税は、法人の事業活動の規模、すなわち事業活動価値等に応じた薄く広い課税により公平性を確保するとともに、応益課税としての税の性格を明確化し、税収を安定化させる機能を持つものです。

また、外形標準課税は、努力をして成果を上げてきた企業にとっては、法人所得に係る税負担が軽減される効果を持ち、新規投資や新分野への進出の促進による経済の活性化が期待できることから、日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）が目指す方向性と軌を一にするものであり、拡大していく方向で検討する必要があると考えます。

○ なお、諸外国では外形標準課税を廃止しているのではないかとの意見については、イタリヤ、フランス等では、現在でも付加価値に対する課税として、地方税に外形標準課税を導入しているところ です。

○ 付加価値割による外形標準課税の拡大は、賃金や雇用に悪影響を及ぼし、政府の進める経済政策に反するとの意見がありますが、

- ・ 法人が単純に給与を削減しても、その分単年度損益が増えるだけで、結果として課税標準である付加価値額は変化しないこと

- ・ 付加価値額は「雇用安定控除」の仕組みにより、同じ売上ならば雇用や給与水準が大きいがむしろ税負担が抑制されること

などから、付加価値割による外形標準課税の拡大は、経済成長とその成果を賃金に反映させる政府の経済対策の考え方に沿ったものであると考えます。

○ また、中小法人（資本金 1 億円以下）への外形標準課税の拡大については、今回の法人税改革は法人の国際競争力の強化等の観点から議論が行われていること、中小法人の経営に対する配慮から中小法人に係る現行の税率は低く設定されていることなどを踏まえて、慎重に検討する必要があります。

○ こうしたことから、応益性の強化、税収の安定化のために、まずは既に外形標準課税が導入されている資本金 1 億円超の法人に対する付加価値割の比重を高めることを優先して検討する必要があると考えます。

3 法人事業税等の損金算入について

○ 法人が納付する租税公課は、国税・地方税を問わず企業会計上は一般に費用として経理されるものであり、法人税法上は法人税、法人住民税等の一部の税目についてのみ、限定的に損金算入を否定しています。

○ 法人事業税は、その一部が所得への課税となっているものの、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けていることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づいて課税されるものであり、法人所得計算において損金に算入されているのは、こうした法人事業税の性格を踏まえたものです。

○ また、固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目し、資産価値

に応じて応益的に課税する財産税（物税）であり、こうした性格を踏まえて同様に損金に算入されます。

- 法人実効税率引下げの代替財源として、法人事業税や固定資産税の損金算入の廃止が検討されていますが、応益課税としての性格に反するのではないかと懸念されることから、その取扱いについては慎重に検討する必要があると考えます。

税制調査会会長 中里 実 様
法人課税 DG 座長 大田 弘子 様

税制調査会 委員
増田 寛也

地方法人課税のあり方に関する意見

第4回法人課税DGを所用により欠席いたしましたので、書面での意見を下記の通り述べさせていただきます。

- (1) 我が国の国・地方の財政は、2020年のプライマリーバランスの黒字化を国際公約とする一方で、税収不足から赤字国債・地方債への依存が続く危機的な状況である。このことを踏まえて、社会保障財源の安定化と財政健全化のために国民に広く消費税増税をお願いしている状況の下にあることを念頭に置いて議論することが何よりも重要である。
- (2) 国際競争力の強化の観点から法人税改革を議論することもまた重要であるが、上記のことを踏まえれば、法人実効税率の引下げの検討に当たっては、まずは課税ベースの拡大など法人課税の枠内における代替財源の確保を検討すべきである。また、代替財源については、将来的な税収増への期待感で議論すべきではなく、確実に代替財源として確保できる措置を講じるべきである。
- (3) 地方税は、地域の共通経費を受益に応じて負担するという負担分任性・応益性を原則とする税である。したがって、地方法人課税については、法人事業税の外形標準課税を拡充し、法人の事業活動の規模に応じて税負担を求める税制に改革していくことが重要であると考ええる。法人事業税の外形標準課税の拡充は、都道府県の基幹税である法人事業税の税収をより安定化させるとともに、法人実効税率を引き下げることになる。このことは、かねてからの全国知事会の要望でもあることに留意する必要がある。
- (4) また、法人事業税の外形標準課税の拡充に当たっては、今回の法人税改革の趣旨が国際競争力の強化にあることを踏まえれば、まずは、既に外形標準課税が導入されている資本金1億円超の法人に対する外形標準課税の割合の拡充についての検討を先行さ

せるのも一つの考え方である。

(5) また、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築も地方税における重要な課題である。そのため、他の税目と比べて税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税を地方税の基幹税として中長期的に充実させていくべきであるが、当面は、地方法人課税と消費税の税源交換を行うこと等についても検討すべきである。

以上

法人課税D G座長 大田 弘子 様

税制調査会特別委員 古賀 伸明
(日本労働組合総連合会)

意見書

法人課税D Gを所用により欠席しますので、書面にて下記のとおり意見を述べます。

記

1. 地方法人課税について

○国民の受けとる行政サービスの約6割は、地方自治体が担っているが、その税財政基盤は脆弱である。税制改革全般について、地方財政への影響に配慮し、必要な財源を確保すべきである。

○法人住民税、法人事業税は、景気変動による税収の振れが大きく、地方税の中でも一人あたり税収の地域間格差が最も大きな税目となっている。地域による偏りが少なく安定的で、地方分権にふさわしい地方税・財政をめざして抜本改革を行うべきである。

○このことは、3月12日の第1回法人課税D Gで大田座長が示された「法人税改革の論点」の3(2)「地方税収の偏りや不安定を改善するため、法人税改革と地方税改革はあわせて検討することが必要ではないか」と同様の認識である。

2. 外形標準課税について

○少子高齢社会を支え合うために広く国民に消費増税の負担を求めていくなかで、企業にも、その社会的責任に見合った負担の分かち合いが求められる。

○このことは、大田座長が3月12日に示された「法人税改革の論点」の3(1)「地方税は行政サービスの費用を分担するもの」、「法人間でもより広く分担すべきではないか」との考えと一致するものである。

○具体的には、原則すべての企業に法人事業税の外形標準課税を適用すること、原則すべての雇業者に社会保険を完全適用することなどの改革を行うべきである。外形標準課税の見直しにあたっては、雇用の7割を支える中小企業について、雇用安定控除の比率を引き上げる必要がある。

以 上

税制調査会会長 中里 実 様
法人課税 DG 座長 大田 弘子 様

政府税制調査会 特別委員 田中常雅

「地方法人課税のあり方」に関する意見メモ

○ 基本的な考え方

現在、地域経済が直面している課題は、事業者の減少や雇用機会の縮小が、人口の流出を加速させ、地域の疲弊をもたらし、その疲弊がさらに企業活動の停滞を招く「悪循環」に陥っている点にある。アベノミクスによる景気回復の実感を地方まで浸透させ、デフレ経済を脱し、地域経済の悪循環を新しい好循環に転換する鍵は、3大都市圏以外の地域で8割にも及ぶ雇用を抱える中小企業の活性化にある。海外の商品やサービスの競争が激化する中、中小企業の成長を後押しする法人実効税率の引き下げや、地域活性化や中小企業の成長を阻害する地方税の見直しが必要である。

○ 法人事業税の外形標準課税の適用拡大には断固反対

法人事業税の外形標準課税は、企業に固定的な負担を強いることから産業空洞化を招くとともに、「従業員給与」に課税することから、賃金引き上げを抑制し、アベノミクスで取り組んでいる賃金引き上げの政策に逆行し、経済の好循環の実現を阻害するものである。

とりわけ、労働分配率が8割に達する中小企業への適用拡大は、雇用の維持を困難にし、賃金引き上げを抑制することになり、地域経済の衰退を招く。そのため、資本金1億円以下の中小企業への外形標準課税の適用拡大は絶対にあってはならない。

○ 地方税の損金算入について

法人事業税の損金不算入措置については、課税所得の少ない零細企業の負担が増えないよう、中小法人の軽減税率の引き下げとあわせて議論すべきである。

以上

税制調査会会長 中里 実 様
法人課税 DG 座長 大田 弘子 様

政府税制調査会 特別委員 佐々木 則夫

地方法人課税のあり方に関する意見

経済の好循環を継続していくためには、法人実効税率の引き下げがグローバル競争の中で不可欠であり、実質的な税負担軽減となるよう、着実に25%程度まで税率を引き下げることが重要である。

1. 地方法人課税について

法人実効税率の10%引き下げのためには、地方法人課税の改革が不可欠である。

地方法人課税は地域間の偏在性が大きく、税収も不安定で地方税としては不適切であるばかりか、近年の改正で地方法人特別税や地方法人税が創設されるなど、より複雑化している【添付1】。また、地方法人課税の見直しにもかかわらず、現行の自治体の区分を前提とする以上は、一部の自治体を除き、財源不足の解消の見込みはなく、税収の再配分により、格差を是正する以外の道はない。応益性を徹底すればするほど、人口が多くサービスが充実している東京等大都市圏に税収は集中し、地域間格差は助長される。

このため、地方法人課税の見直しにあたっては、単なる財源確保の観点からではなく、税の基本原則を踏まえ、個人住民税、固定資産税等も含めて地方税全体の見直しを行うべきである。地方法人特別税、法人事業税及び法人住民税の所得に対する課税部分は国税の法人税に統合し、国際的イコールドライイングを踏まえた税率引き下げを行い、交付税等により適切に配分することが偏在是正、効率性、税制の簡素化の観点から望ましい。

また、「地域社会を支える会費」としての地方税については、赤字企業でも、固定資産税、事業所税、住民税均等割等、所得にかかわらず多くの税負担があることを忘れてはならない。平成23年度で推計すると、欠損法人でも約4.5兆円を負担している【添付2】。

2. 外形標準課税について

事業税における外形標準課税の強化は赤字法人課税の強化に他ならない。国際的にみても企業の固定的な負担となる外形標準課税は廃止、縮減の方向である【添付3】。

特に付加価値割は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど増税となることから、雇用の維持、創出に悪影響を及ぼす【添付4】。なお、雇用安定控除を適用すればよいとの意見が一部にあるが、雇用安定控除を適用しても賃金増加額の7割は課税対象となり、また、現在も報酬給与額が収益配分額の7割を下回り、賃金増加後も7割を下回る場合には適用が受けられず、賃金増加額の全額が課税対象となる為、現在、政府一体となって取り組んでいる賃金上昇に向けた取り組みにも逆行する【添付5】【添付6】。

しかも、外形標準課税だけでは税収の偏在是正には大きな効果は期待できない【添付7】。また、所得割を縮減して、資本割、付加価値割を拡大し、見かけ上の実効税率を下げるといった手法では、全体としての実質負担は変わらず、議論の目的から外れている。ただし資本割については、課税されない事例も生じており、技術的な見直しは必要である。

外形標準課税を見直すのであれば、付加価値割の課税標準をより簡素化する、法人住民税均等割と併せた税として検討する、といったことが必要である。

また、現在、資本金1億円超の法人に課されている外形標準課税の対象を資本金1億円以下の法人にまで拡大するならば、一般的に人件費の比率の高い中小企業の経営を大きく圧迫することとなる。中小企業は地域の雇用の約8割を支えており、雇用の喪失、地域経済全般の衰退、ひいては日本経済の衰退という、経済の悪循環を引き起こす恐れがある。

3. 法人事業税の損金算入について

事業税は、その本質上、所得に課せられる法人税や法人住民税とは異なり、「事業」に対して課せられる税である。よって、固定資産税や都市計画税等と同様、損金算入できるのは税理論として当然である。財源捻出のために議論を無視したような議論を行うのではなく、前述の通り、事業税の所得割部分は、国税の法人税と統合するといった税体系全体としての議論を行うべきである。少なくとも利益に関連する金額を課税標準とはしない付加価値割及び資本割は企業会計上、営業費用項目として処理することとされており、損金算入は認められるべきである。

以上

地方法人課税に対する意見

株式会社経営共創基盤
代表取締役 CEO 富山和彦

1. 地方法人課税に対する基本的な考え方

- 生産性が高い事業者に負担が偏在することのないよう、応能課税・所得割から、行政サービスの費用を広く分担する応益課税・外形標準へ、移行すべきである。
- 課税基準は、収益力の向上に向けた経営者の合理的な意思決定を歪めるものでなく、かつ、経済の活性化・新陳代謝の促進と整合的であるべきである。
 - ▶ 持続的成長との関係で政策合理性が乏しくなっている租特や優遇税制の存在と並び、税務上の赤字法人が長年にわたって全法人の7割近くを占めている点（裏返して言えば、一部の優良企業に税負担が偏り、かつ法人税収の不安定化要因にもなっている点）は、法人課税を考える上で重要な課題である。この点への対応として、課税ベースを広げること、法人税体系がゾンビ的な赤字法人の温存に加担しないことが、重要になる。
 - ▶ 社会的活動体としての企業の実在化が甚だしい現代社会の実態において、法人課税の根拠として応益課税は合理性も相当性も高い。営利法人たる企業は、市場競争を自らの力で生き残り、適正な賃金を払い、なおかつ利益を上げると同時に相応の応益分の税金を支払うことがその本分である。かかる本分を有する企業に対する課税体系は、生産性や収益力に対して極力、中立的であるべきで、そこに社会政策的な要素を持ち込むことは、産業や企業の新陳代謝を妨げる点で本来的に適当ではない。
 - ▶ 法人住民税・法人事業税の税率の引き上げや、課税対象法人の拡大を通じた税収増により、赤字に転落する事業者が一定程度あったとしても、かかる状況を救済できるような、即ち、結果として従来とは変わらないような、税制上のテクニカルな措置を行うべきではない。例えば、税率・税額の算定に当たっては、平均的な企業の収益レベルをもって支払える税率・税額にするべきであり、収益レベルの低い企業を基準とするべき

ではない。収益レベルの低い事業者の救済措置としては、移行期に一定の猶予期間・段階的措置を設け、その間に体質改善を促すことで十分であり、それでも生き残れない企業には、別途、穏やかな転廃業を促進する政策的な手当をすべきである。

- 雇用維持政策は企業に対する課税で行うのではなく、個人に対する社会保障的な支援で行うべきである。
- 法人課税を含む対企業政策、特に中小企業政策に雇用維持を軸とする社会政策を含意させることは、90年代初頭のバブル崩壊以来の雇用の過剰時代においては重要な意味があった。私自身、不良債権処理と企業再生の最前線で、この時代（債務と設備と雇用の「三つの過剰」に我が国の産業と金融が苦しんだ時代）を戦った者として、そのことを誰よりも分かっている一人である。
- しかし一昨年あたりからの団塊世代の大量退職と同時に、生産労働人口に対する高齢者人口比率が急増傾向にある中で、供給減・需要増による我が国の労働力不足は、中小企業が大半を占めるサービス産業を中心に構造的・慢性的かつ全国的に深刻化している。
- かかる構造的な大変化の中で、労働力不足を補うために、これからの雇用政策上重要なことは、雇用をより生産性の高い優良企業体（≒より安定的で高賃金の雇用を提供できる企業）に移動・集約させることと、それがスムーズに行われるように、企業ではなく個人に対して、より厚い社会保障的な支援（失業保険、職業訓練、転職支援）を行うことである。

2. 地方法人課税の在り方について

① 法人事業税について

- 所得割は廃止すべきである。
- 所得のない（≒赤字）事業者は、所得割分を支払わなくてよいため、利益法人の相対的な負担増、赤字法人の温存に寄与している。
- また、現在の制度では、所得がある場合も所得の増加に合わせて段階的に税率が上がるようになっており、生産性の高い事業者ほど負担が重くなる傾向を助長している。
- 資本割は緊急措置的に拡大、税率を引き上げ、対象を資本金1億円以下の法人にも拡大すべきである。
- 行政サービス費用をその地域で事業を行っている事業者全てで広く

分担する趣旨に合致する方式である一方で、この趣旨は資本金1億円以下の法人にも等しく当てはまるはずであり、これらの法人も資本割の課税対象とすべきである。

- ▶ ただし、近年、資本金の多少は必ずしも実際のビジネス規模の大小を反映するものではなくってきており、応益性の観点からは、資本割による課税は将来的には廃止を検討すべきである。
- 付加価値割は税率を引き上げ、対象を資本金1億円以下の法人にも拡大すべきである。
- ▶ 収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）と単年度損益から成る付加価値額を基準として、一律の税率をかける付加価値割は、行政サービスの費用をその応益分に応じてその地域で事業を行っている事業者全てで広く分担する趣旨に、最も合致する。
- ▶ また、資本割同様、上記の趣旨は資本金1億円以下の法人にも当てはまるはずであり、これらの法人も資本割の課税対象とすべきである。

② 法人住民税について

- 法人税割は廃止すべきである。
- ▶ 法人税額を課税標準とする法人税割は、言わば形を変えた所得割であり、法人事業税の所得割同様、利益法人の相対的な負担増、赤字法人の温存に寄与している。
- 均等割は緊急措置的に拡大、全体として税額を引き上げるべきであり、加えて簡素化・負担平準化の観点から、税率の基準を見直すべきである。
- ▶ 行政サービスの費用をその地域で事業を行っている事業者全てで広く分担する趣旨に合致する課税方法である。
- ▶ 他方で、現在の税率の基準となっている資本金等の額や従業員数は、応益課税の観点からはその公平さを是正する余地があると思われる。現在の税率の基準を見直し、より応益性の高い基準を検討すべきである（事業所税との統一も一案ではないか）。

③ 事業所税について

- 見直し、あるいは、他の税目との統合を検討すべきである。
- ▶ 事業所税は、人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対し、資産割（事業所床面積）、従業者割（従業者給与総額）で課する目的税であるが、約40年前に導入された当時から社会・経済状況が変化して

きており、他の税目との関係も踏まえて、見直しを検討すべきである。

④ 関連するその他の論点について

- 固定資産課税は拡大を検討すべきである。
 - ▶ 個人・法人に、所有資産や消費額に応じて、外形標準・応益的に課税する税であり、行政サービスの費用を広く負担する観点から、拡大を検討すべきである。
- 法人事業税の損金算入は止めるべきである。
 - ▶ 地方課税分の多少により、国税の課税ベースが変動することは避けるべきである。
 - ▶ 実質的に地方税を国税に優先させていることになる。
- 「負の法人税」となっている補助金や、租特、優遇税制等は、廃止すべきである。
 - ▶ 低生産性の企業に対する延命につながるような措置は、結果として法人税収を不安定化するとともに、産業と企業の新陳代謝を妨げる一因となっている可能性がある。
 - ▶ 中長期的な生産性と賃金の向上、良質な雇用の創出に向けて、延命型の各種優遇措置や支援政策を新陳代謝促進型に見直すべきである。

以上